

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 29 年 12 月 19 日 (火)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 6 時 53 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、斉藤副委員長、安齋・酒井（隆裕）・濱本・ 佐々木各委員		
説明員	市長、教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に安齋委員、濱本委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員から報告の申し出がありますので、これを許します。

○委員長

「次期総合計画策定スケジュールについて」

○（総務）企画政策室品川主幹

次期総合計画の策定スケジュールについてですが、これまで策定の基本方針などで大まかなスケジュールをお示ししていたところですが、予定より作業がおくれておりまして、資料のとおり組み直しましたので報告いたします。

表の左側から、庁内、市民参加、審議会、市議会の体制別に主な取り組みを整理しております。

今月以降の主な予定ですが、審議会につきましては、11月に立ち上げの予定とお知らせしておりましたが、来年1月下旬に委嘱を行う予定としております。議会からも5名の委員の推薦をいただいたところですが、準備が ολοくれまして申しわけありません。

左側、庁内体制のところですが、現在、策定会議の補助組織にて基本構想の素案作成に着手したところで、来年2月までに素案を作成、庁内調整を経て3月いっぱいをめどに原案を策定します。そして、これを審議会に4月に諮問し、答申を受けた後、基本構想の案として固め、平成30年第3回定例会で議案提出する予定です。基本構想の議案提出は、当初30年第2回定例会の予定でしたが一つ後ろに送らせていただきます。

庁内体制に戻りますが、平成30年の夏から秋にかけて基本計画案を作成し、11月をめどに審議会に諮問、この答申を受けて平成31年2月に基本計画を策定、平成31年第1回定例会で議会報告予定です。なお、冊子版の作成は平成31年度の前半を予定しております。

○委員長

「行政評価の実施結果について」

「小樽まちづくりエントリー制度の実施状況等について」

○（総務）企画政策室安部主幹

まず、平成29年度行政評価の実施結果につきまして、資料に基づいて報告いたします。

初めに、「1 施策評価について」のところですが、施策評価につきましては、平成28年度に試行として導入しまして、現行の総合計画に掲げる33施策の評価を行うとともに、評価の過程に市民参加の場面としまして「行政評価市民会議」を設置し、そこで選定された2施策について市の評価内容に対する市民の視点からの意見や提案を直接求め、評価への反映に努めたところでございます。

それと並行しまして、昨年12月には、次期総合計画策定の基本方針が決定されまして、その中で、計画策定の基本的な考え方として、成果を重視した「目標管理型の市政運営」を推進するため、行政評価と一体となった計画の運用の仕組みを構築することが明記されました。

このことから、引き続き今年度におきましても、昨年度と同様①から④に記載のとおり四つの目的をもとに施策評価を試行として実施いたしました。

次に、「2 平成29年度の実施概要と評価結果」についてですが、昨年度の行政評価市民会議による意見なども踏まえまして、施策評価調書、それから市民会議の進め方などを一部見直しながら取り組みました。

(1) 評価の対象についてですが、今年度はあらかじめ行政評価市民会議が選定した三つの施策「地域医療」「商業」「都市景観」を対象といたしました。

資料の 2 ページ目になりますけれども、(2) 評価の視点としまして、成果指標の推移や目標値に対する達成度のほか、成果指標や目標値自体の妥当性などについて、それから、施策を構成する事業の有効性などについて点検しまして、施策の課題や今後の方向性なども整理、そして評価しました。

(3) 評価の実施方法・スケジュールをごらんください。今年度の実施手順を記載しておりますけれども、b) の施策の所管部局による一次評価の後、c) で「行政評価市民会議」を開催しまして、市民の視点による各施策の方向性について意見・提案を取りまとめました。それから、今年度は評価判定を試みました。詳細は報告書に取りまとめられておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

そして d) 二次評価（最終的な評価内容の決定）についてですけれども、総務部と財政部による「二次評価検討チーム」で一次評価や市民会議での評価・意見等を踏まえ検討し評価内容を決定したところでございます。

この二次評価の検討に当たりましては、次の 3 ページ目の一番上に記載しておりますけれども、市民会議ではいづれの施策においても施策の進捗度合いを的確に示す成果指標の設定が足りなかったことから評価判定までには至りませんでした。二次評価の内容としましては、このことを重く受けとめながら、成果指標以外の構成事業の実績や成果、現状での課題解決に向けた取り組み状況などを勘案しまして、最終的な評価判定と内容を決定いたしました。

三つの施策の評価結果につきましては、資料 2 としまして評価調書を添付しておりますので、ごらんいただければと考えております。

次に (5) 評価結果の公表等ですけれども、行政評価市民会議での協議内容ですとか報告書につきましては、既に市のホームページで公表しております。今回、資料 2 としましてお示ししました最終的な評価調書につきましても、今後ホームページで公表していきたいと考えております。なお、評価結果につきましては、特に次期総合計画の策定過程に取り入れていくことを考えております。

次に、3 のこれまでの施策評価の検証ということで、この 2 年間の施策評価を試してみたいということですが、まず (1) 評価指標の検証としまして、現行の総合計画におきましては、今回、試行したような施策評価を想定した成果指標の設定をしていなかったということもあり、客観的に評価判定するための指標の種類ですとか数、内容が不足していることが明らかとなりました。

また (2) 市民会議の検証では、施策評価の過程に市民と対話する場面を設けたことで、そこで得られた市民の視点からの意見や感想を含め、今後の総合計画における施策のあり方や行政評価の仕組みを検討していく中で一定の収穫があったものと考えております。

これらのことから、検証結果としましては、3 ページの下から 4 ページにかけまして、冒頭でも説明いたしましたが、この施策評価の四つの目的に即して考えた場合、行政側からの視点だけでは見えづかった成果指標の設定に関することなどの課題が見出せた、それから成果指標の重要性を改めて認識できたものと考えております。

最後に 4 ページ目の「4 次年度の行政評価に係る取組」についてですが、下線部分に記載しておりますとおり、次年度は次期総合計画に掲げる施策内容を検討していく年度であるため、あわせて施策の効果をより的確に説明できる成果指標の洗い出し、検討に時間をかけ、行政評価による評価作業は一旦休止する予定で考えております。

続きまして、「小樽まちづくりエントリー制度」のこれまでの実施状況と検証、平成 30 年度からの実施につきまして、資料に基づいて報告いたします。

当該エントリー制度につきましては、平成 28 年度から今年度まで 2 年間の試行で実施しております。

「1 実施状況」のとおり、本年 11 月までの実施状況についてですけれども、2,000 人を無作為抽出し登録を依頼した結果、これまで 132 名を名簿登録しまして、そのうち 41 名が審議会等の委員に就任しております。その間、審議会等の市民公募委員を募集する際に、従来の随時に公募を行う方法のみで実施した場合に見られた課題につきまして、一定程度解決が図られてきているものと考えております。

資料 2 ページ目の「2 検証（課題・対応策）」の箇所をごらんください。従来の随時公募のみにおける課題にありますとおり、「①審議会によっては応募者がいない場合がある」ですとか、「②働き盛りの世代や若年層の参加が少ない」、それから、③にあります女性の参加率が低いといった課題がありますけれども、エントリー制度の導入によりまして、市民公募枠を充足できたケースがあったですとか、エントリー制度による委員等の就任者のうち 50 歳代以下が半数以上など、働き盛り世代や若年層の参加の促進が図られた、また、同じくこの制度による委員等の就任者のうち女性が半数を超えているといった状況でありまして、効果があったものと考えております。

また、エントリー制度の運用面での課題につきましては、2 ページ目の下に記載しておりますけれども、①、この制度による公募に偏り過ぎると、名簿登録されていない参加意欲のある方の参加機会を奪いかねないですとか、それから②にあります、名簿登録された方の約 7 割が委員就任の機会を得られていない、そのほか③ですが、名簿登録された方に委員就任の打診をしたものの、審議会の開催日程や時間帯が合わない、それですとか、本人の仕事や体調の不良などの都合によって委員就任の承諾をいただけなかったというようなケースもありました。

今後この制度を運用していくに当たりまして、資料の 3 ページ目になりますけれども、これらの課題への対応策を講じて改善を図っていきたいと考えております。

一つ目として、エントリー制度はあくまで従来の随時公募による方式を補う制度ということを徹底しまして、従来の随時公募方式を優先的にとっていただき、随時公募とエントリー制度を併用する場合には、原則としてエントリー制度による公募枠はおおむね半数までとするといったことですか、また、二つ目の課題に対しましては、委員就任になかなか結びつかない方などに対して、名簿登録を広く市民参加を促す機会と捉えまして、市が実施する各種懇談会ですとか、ワークショップなどの開催案内を適宜送付するなど、情報提供に努めたいと考えております。

また、三つ目の課題に対しましては、特に稼働年齢層、若年層の参加を促すために、審議会等の開催日時の設定につきまして、可能な限り参加しやすいように市側が配慮するというを庁内に周知していきたいと考えております。

以上のような検証、課題への対応策の検討を踏まえまして、別紙で配付しております実施要項と取り扱い要領を一部見直しまして、平成 30 年度から本格実施にしたいと考えております。

○委員長

「住宅宿泊事業法に基づく民泊営業の日数制限等について」

「新・市民プール建設に向けた方向性について」

○（総務）企画政策室尾作主幹

住宅宿泊事業法に基づく北海道条例案におきます民泊営業の日数制限等につきまして、資料に基づき報告させていただきます。

初めに、国において住宅宿泊事業法を制定した背景、必要性につきましては、ここ数年住宅を活用して宿泊サービスを提供する民泊サービスが世界各国で展開されており、我が国でも急速に普及していることや、急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需給の逼迫状況に対応するため、民泊サービスの活用を図ることが重要と考えたこと、一方で、民泊サービスの活用に当たっては、公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくりや、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応が急務であることからであります。

そのような背景、必要性がありまして、本年 6 月 16 日に本法が成立し公布され、来年 6 月 15 日に施行となります。

民泊の営業日数は年間 180 日以内に制限され、事業者には宿泊者の衛生確保、苦情への対応などが義務づけられます。

また、民泊営業の届け出や指導監督は原則都道府県となりますが、保健所設置市は事務を代行することもできる規定となっております。

なお、地域の実情に応じて、条例の制定により営業日数の制限が可能であり、第 18 条に騒音の発生その他の事象

による生活環境の悪化を防止するため、必要があるときは合理的に認められる限度において住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができるかとありまして、北海道もこのたび制限の考え方を各市町村に示したところでありませぬ。

北海道の動向につきましては、8月30日に北海道が条例制定に向けた有識者会議を開催しております。また、同日に北海道からの呼びかけにより、北海道と道内の四つの保健所設置市であります札幌市、旭川市、函館市、小樽市で構成する事務連絡会議に出席しております。10月24日には北海道の総合政策部長が来庁し、市長に面会し、独自条例制定や事務代行が行うことができる旨説明と、独自条例をつくる場合も全道で同じ制限の枠組みで進めていくことについて依頼がありました。その後10月30日の有識者会議におきまして、北海道の条例における民泊の営業を制限できる区域の考え方として四つの類型が示されました。

四つの類型につきましては、資料の3枚目になるのですが、北海道での条例で制限する区域としまして、小・中学校周辺、別荘地、道路事情が良好ではない集落、住居専用地域等という四つの区域が示されました。例えば、小・中学校の区域につきましては、条件としましてホテル等の不特定多数の人の出入りする施設がないことと、登下校の防犯上の対応等の負担発生が見込まれることを条件に、授業のある日は営業制限をできることとなります。

なお、資料の最後に米印で記載がありますとおり、この営業日数を条例で制限するのは家主居住型の民泊を除く家主不在型の民泊でありまして、家主居住型の民泊につきましては、この制限区域の中であっても条例による日数制限はかからず、法に基づき180日まで営業できることとなります。

資料の1枚目にお戻りいただきまして、下段のこの4類型につきましては、11月8日に全市町村に対して北海道から制限区域の希望の有無の照会がありました。この北海道の動向に対します小樽市の対応ですが、2枚目の資料になりますが、北海道が開催する「住宅宿泊事業法に基づく条例に関する有識者会議」ですとか、保健所設置市が集まる事務連絡会議に出席し、北海道や他の保健所設置市と連携を図りながら、北海道が進める全道一律の枠組みづくりについて協議をしております、その経過から、現時点では本市独自の条例制定や届け出受理などの事務代行を行わず、北海道の制限区域の枠組みに基づいて本市の制限区域を検討し、道条例により運用することとしました。

また、4類型のうち本市が希望する区域につきましては、庁内会議で協議した結果、該当する区域のある類型1の小・中学校周辺と類型4の住居専用地域等につきましては、道条例の枠組みに沿って家主居住型を除く民泊の営業日数制限を希望することとしました。理由といたしましては、このたびの道条例におきまして、民泊の営業を制限できる区域を設ける理由は、家主不在型の民泊で不特定多数の人が出入りすることによる生活環境の悪化を防ぐためであり、現時点では法が施行後の実際の影響を推しはかることはできませんが、市民の生活環境を守る観点から、同条例の枠組みに沿って制限を設けることが適当であると考えたためであります。

なお、道条例に基づく制限区域の希望につきましては、北海道で各市町村からの回答内容の確認と調整が行われ、本市の小・中学校のうち、住宅宿泊事業法の施行前に閉校する天神小学校、入船小学校、最上小学校、緑小学校周辺と区域外から不特定多数の人が出入りする施設が既に存在する奥沢小学校、忍路中学校、長橋中学校周辺は条例による制限希望の対象外となり、法に基づき180日までの日数制限となります。

また、今後につきましては、北海道がこのたび実施しております条例案のパブリックコメントを経て、北海道議会第1回定例会に条例案が上程される予定です。なお、市の所管部署が決まっていないことから、企画政策室、観光振興室、保健所が連携して対応しております。

住宅宿泊事業法に基づく民泊営業の日数制限等についての報告は以上となります。

続きまして、新・市民プール建設に向けた方向性につきましては、現時点での基本的な考え方を整理いたしましたので、資料に基づき御報告いたします。

新・市民プールの建設に向けた検討につきましては、平成28年2月18日に関係部局によります新・市民プール整備検討会議を立ち上げ、昨年度までで3回、本年度に入り3回、計6回の検討会議を開催しまして検討を重ね、特

に今年度は建設場所や施設形態について絞り込みを行ってきました。

初めに、プールの建設候補地の絞り込みにつきましては、まず12カ所の候補地から購入費が必要な民有地、道有地よりも市有地での検討を優先すべきと考え、市有地10カ所に絞り、次に市有地のうちこれまでプール建設に必要と考えられるおおむね5,000平方メートル以上の土地に限定することで7カ所に絞り、さらに土地利用上の制限ですとか、起債の繰り上げ償還等の課題があります小樽港多目的用地、市立病院駐車場、色内埠頭公園用地や避難所としての機能継続が必要であるため現地建てかえは困難となる総合体育館用地の4カ所は課題が大きいことから、これらを除く小樽公園周辺の3カ所に絞り込みました。

次に、絞り込んだ候補地3カ所につきまして、プール単独または他の公共施設と複合した場合のメリットや課題等を検討会議で出し合い、公共施設等総合管理計画や他都市の視察結果を踏まえ協議いたしました。その協議の結果、各案につきましてはそれぞれメリットや課題等がありますが、まず施設形態については公共施設等総合管理計画との整合性を考慮すると複合が、また複合相手については、避難所に指定されておりますが、老朽化や耐震化が課題であることやボイラー等の設備や機能の共有メリットがあり、他都市でのプールとの複合事例も多いこと、また利用者の両施設への相互利用による利便性も高いことから総合体育館が、また建設場所につきましては、プールと総合体育館との複合による規模を想定しますと花園グラウンドで、現体育館の位置と花園グラウンドの位置を交換することが現時点でよりよい選択ではないかと考えました。

こうした経緯を踏まえ資料の最後になりますが、現時点での基本的な考え方（方向性）としまして、新・市民プールの整備に向けて、これまでの検討や他都市視察の内容等を踏まえ、庁内の「新・市民プール整備検討会議」で議論を重ねた結果、施設形態は「プールと総合体育館の複合施設」、建設場所は「現体育館の位置と花園グラウンドを交換する」ということを念頭に絞り込んだところであります。

なお、施設の建設に向けては、財源や整備手法等の諸課題について引き続き検討する必要がありますが、議会での議論等も踏まえながら具体化に向け進めてまいりたいと考えておりますとまとめたものです。

○委員長

「石狩湾新港地域の新たな分譲地開発の計画について」

「石狩西部広域水道企業団の第2期創設事業実施に向けた受水予定量について」

「平成29年第3回石狩湾新港管理組合議会について」

○（総務）企画政策佐藤主幹

石狩湾新港地域の新たな分譲地開発の計画についてですが、石狩湾新港地域の企業誘致などを担う石狩開発株式会社から、資料に記載しているとおりの開発計画の情報がありましたのでお知らせいたします。

左側上段の開発の計画概要についてですが、場所は小樽市銭函4丁目、事業としては、昭和57年から施工を進めている石狩湾新港地域銭函地区土地区画整理事業で、今回の計画はこの事業の一環となっております。

新規造成箇所は左側中段の赤丸の部分で、宅地面積としては6ヘクタール、宅地へのアクセスとして樽川西循環線、細街路の道路整備を計画しています。また、新規造成箇所付近の拡大図を右側下段に示していますので、御参照ください。

スケジュールの概要としましては、本年度に小樽市などの関係機関と協議等を進め、平成30年度には現行の土地区画整理事業の変更手続や造成・整備工事を行い、31年度からは造成箇所の分譲を予定しています。

なお、民間企業である同社が進める土地区画整理事業ですので、手続や工事、企業誘致については関係機関と協議しながら同社の費用負担で進めることとなりますが、今回の造成の箇所に企業が操業した際には、整備した道路の維持管理について本市が担うこととなります。

続きまして、石狩西部広域水道企業団の第2期創設事業実施に向けた受水予定量について。

まず、「1. 目的」についてですが、石狩西部広域水道企業団においては、平成37年度からの確実な札幌送水の

開始に向けた第 2 期創設事業を実施するに当たって、技術的な検討を行うとともに、経営戦略等の計画策定のための基礎資料が必要なことから、各構成団体に対し、37年度から47年度までの受水予定水量の報告を求めており、これに応じて本市の予定水量分を同企業団に対して報告したものであります。

次に、「2. 概要」についてですが、計画日最大水量は、今までは日当たり約3,100立方メートルでありましたが、今回、日当たり約1,500立方メートルに変更したものであります。

次に「3. 企業団への報告内容」についてですが、太字で示した数値の部分の部分を今回企業団に対し報告しています。

最後に「4. 今回の報告値の考え方」についてですが、従前の報告値については、北海道が目標とする石狩湾新港地域の操業企業面積の計画に基づいて将来の受水予定量を推計しましたが、実際には計画どおりに企業の操業が進まず、また地下水利用組合企業が地下水から簡易水道に転換しなかったため、報告値と実績値とが乖離している状況にあります。

このため、今回の報告値については、近年の企業操業面積の推移を勘案し、現実的に将来見込まれる企業操業面積等を考慮した上で、より実情に即した受水予定量を推計したものであります。

最後に、平成29年第3回石狩湾新港管理組合議会定例会についてですが、平成29年第3回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る11月20日に開催されましたので、その概要について御報告いたします。

議案についてですが、報告案件として平成28年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件については認定されました。

○委員長

「小樽市人材育成基本方針改訂版の素案について」

○（総務）コンプライアンス推進室飯田主幹

小樽市人材育成基本方針改訂版の素案を作成しましたので、その概要について御報告いたします。

資料をごらんください。

まずは表紙をおめくりいただきまして1ページには改訂の趣旨について、そこに至るまでの経緯や背景、さらに目的について記載しております。

1枚おめくりいただきまして、2ページからは改訂に当たって職員数の推移、年齢別職員構成、職員別男女比をグラフで示しまして、4ページに今後の課題として職員数の減少と急激な世代交代により限られた職員で行政サービスを向上しなくてはいけない等、十分な経験を積む時間がないまま管理的立場を担うことになる世代がおりまして、その世代の仕組みが中核を担えるように育成していかなくてはならないということを挙げております。

次に、5ページから9ページまでは職員アンケートから特に現状をあらわしている項目をピックアップしまして、そこから見えてきた課題を記載しております。

10ページからは、それまでの前ページまでの分析から見えてきた課題をもとに人材育成の考え方を記載しております。10ページの目指すべき職員数につきましては、現行の方針と基本的には変えておりませんが、今回の市民アンケートから、チャレンジ精神を持った職員が求められているという結果が上位にありましたので、位置を二つ目に上げまして、さらに新たな課題解決に企画力と探求心を持って積極的かつ果敢にチャレンジしますという表現に厚みを加えております。

11ページ、12ページは、職員が必要な能力と意識について列挙しまして、さらに13ページでは、各改正別に求められる役割と能力について一覧表で示しております。

14ページからは人材育成の制度や仕組みについて取り組むべきものの記載をしております。

14ページ、15ページは人事に関すること、15ページ後段から16ページは職員研修に関すること、17ページ、18ページは職場環境についてそれぞれ述べております。

以降、19ページからは資料編として、現行の方針と同じく標準職務遂行能力表、職場研修の分類、そして職場研

修の推進マニュアルを、さらに 7 月に実施しました前回の委員会で報告させていただきました職員アンケート結果を掲載しております。

最後に、今後のスケジュールですけれども、2 月ごろをめどに、この素案のパブリックコメントを行いまして、来年、第 1 回定例会の総務常任委員会にて成案をお示しできるように進めていく予定でございます。

○委員長

「番号利用条例の一部改正に係るパブリックコメント手続の実施について」

○（総務）津田主幹

番号利用条例の一部改正に係るパブリックコメント手続の実施について報告をさせていただきます。

番号利用条例、正式には小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例ですが、市においてマイナンバー制度を運用するために必要な条項を定めたものでございます。このたびこの番号利用条例の一部改正を予定しておりまして、改正に当たりまして、現在、意見募集を行っているところでございます。

意見募集の期間としましては、平成29年12月1日～平成30年1月4日までの34日間でございます。

意見募集案件としまして、「小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（原案の概要）」を公表しまして意見募集を行っております。

改正の内容といたしましては、マイナンバー制度の根拠法であります行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づきまして、本市の事務において個人番号の独自利用、それから特定個人情報との庁内連携を行うために必要な規定を追加するという改正でございます。

なお、改正条例案につきましては、意見募集の結果を踏まえまして、平成30年第1回定例会の提案を予定しております。

○委員長

「「個別施設計画」の策定に向けた市民意見交換会等の実施結果について」

○（財政）徳満主幹

「個別施設計画」の策定に向けた市民意見交換会等の実施結果について、今年度から小樽市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定作業に入っており、そのスケジュールなどについては第2回定例会で、今年度に予定した市民意見交換会等の対象施設については第3回定例会でそれぞれ報告しておりますが、その意見交換会等について全て終了しておりますので、その実施結果を報告いたします。

提出資料をごらんください。

表の上段は市民意見交換会の対象16施設、下段は利用団体等との個別意見交換の対象8施設ですが、近隣施設や同じ部の施設などを合同開催した場合もあり、意見交換会は11回の開催で参加者合計235人、個別意見交換は7回で参加団体合計12団体の参加をいただいて実施したところであります。

意見交換会等の内容については、計画をより広く周知する趣旨もあり、最初に公共施設等総合管理計画の概要を財政部から説明し、次に対象施設の所管課から、施設の現況等について報告した後に現状の施設の課題や将来の必要なサービスや機能について、施設を複合した場合も想定しながら参加者と意見交換いたしました。

意見交換会等でいただいた意見については、現在、集約作業に入っておりますが、その内容や施設ごとの利用状況や施設の劣化状況などを勘案し、個別施設計画の策定に向けた各施設の将来のあり方の検討の方向性をまとめており、そのまとめについては次の平成30年第1回定例会の当委員会で報告する予定であります。

○委員長

「債権管理条例原案のパブリックコメントの実施について」

○（財政）斉藤主幹

財政部では小樽市債権管理条例の制定に向けて、本年12月1日から来年1月4日までの間、小樽市債権管理条例

原案についてパブリックコメントを実施しておりますので、その概要について簡単に説明させていただきます。

債権管理については、これまで市税など一部の部署を除き、債権回収について専任の担当者を配置することができない部署も多く、債権管理に充てられる時間の確保やノウハウの蓄積が課題となっておりました。本年 4 月に納税課内に税外収入徴収一元化組織を設置したことに加え、この条例を制定することで徴収のノウハウ、債権管理のルールや基本的な考え方などを各債権所管課において共有し、債権管理回収を効率に実施できるものと考えております。

具体的な条例の内容についてですが、提出資料の 2 ページ中段をごらんください。

1、条例を制定する目的につきましては、市が有する債権について、統一的な処理基準を定めることにより、公平・公正な市民負担の確保を図るとともに、債権管理の一層の適正化を図ることなどを目的としているものです。

2、対象とする債権は、市が保有する全ての債権となります。

3、庁内で統一化された台帳の整備を進めるとともに、4、滞納者情報の利用について規定いたします。

4 ページでは、5、6、7 で、督促、延滞金、滞納処分、強制執行、猶予などの手続について規定します。また、8 といたしまして、債権放棄について規定します。

債権は全額回収することが原則ですが、債権を効率的・合理的に管理するため、あらゆる手段を尽くしてもなお徴収の見込みのない債権で、例えば生活保護受給や破産による免責、消滅期間満了など、一定の条件を満たすものについては債権の放棄を適正に行います。

6 ページの四角枠にもございますけれども、これらの債権を放棄するには、法令、条例等で特別な定めがある場合を除き議会の議決が必要であることから、債権管理条例にて特別な定めをすることにより、債権放棄を議会の議決の適用除外とするものであります。これにより、効率的・合理的な債権管理を図り、他の回収見込みのある債権に注力することといたします。なお、債権の放棄をした場合には議会に報告することとしております。

以上が条例の内容でございますけれども、最後にスケジュールについてお知らせいたします。1 月 4 日のパブリックコメント終了後、市民や議員の皆様の御意見を参考にして債権管理条例案を作成いたしまして、平成 30 年第 1 回定例会での提案を予定しております。

○委員長

次に今定例会において付託された案件について、説明願います。

「議案第 5 号、議案第 7 号及び議案第 8 号について」

○（総務）職員課長

初めに、議案第 5 号、小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について御説明いたします。

この条例案は、高島漁港区における公益通報等へのコンプライアンス委員会の調査結果に係る小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、いわゆる分区条例違反と、ふれあいバス事業に係る小樽市契約規則違反について、市長としての責任をとるため、市長の平成 30 年 1 月分の給料月額を 10 分の 5 減額するものであります。

なお、施行期日は平成 30 年 1 月 1 日としております。

続きまして、議案第 7 号、小樽市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、全国的に公衆衛生医師が不足している中、地域保健法施行令第 4 条第 1 項に規定する保健所長の資格要件に該当する医師を確保することが困難なことから、道立保健所長を経験した医師を採用することができるようにするため、保健所長である医師の定年を 68 歳とするものであります。

なお、施行期日は平成 30 年 4 月 1 日としております。

最後に、議案第 8 号、小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、平成 29 年人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額を平均 0.2% 増額改定し及び勤勉手当の支給割合を正規職員にあつ

ては0.1カ月分、再任用職員にあっては0.05カ月分引き上げるとともに、扶養手当の月額を配偶者にあっては1万円から6,500円に減額し、子にあっては8,000円から1万円に増額するほか、病院事業管理者の期末手当の支給割合を0.1カ月分引き上げるものであります。

なお、施行期日は平成29年度実施分については公布の日、平成30年度実施分については平成30年4月1日としております。

○委員長

「議案第6号について」

○（総務）組織改革担当次長

議案第6号、小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例案につきましては、平成30年度から実施を予定しております市の組織を見直すためのものでありますので、その概要につきまして説明いたします。

まず見直しの目的といたしましては3点あります。

1点目、社会情勢の変化や新たな行政課題に迅速に対応するための組織づくり。

2点目、市民ニーズの多様化に的確に対応する利便性の高い組織づくり。

3点目、業務の合理化、省力化及び集約化による効率的な組織づくりを目指して取り組んだところであります。

次に、部の統合や再編について御説明いたします。

初めに、産業港湾部港湾室の部への昇格につきましては、石狩湾新港と小樽港の両港の特性を生かした港湾振興を一体に進めるため、企画政策室が所管する石狩湾新港業務を受け入れ、港湾室を部に昇格させるとともに、産業港湾部の名称を観光経済部といたします。

次に、医療保険部の廃止であります。福祉医療のうち子ども・ひとり親家庭等医療費助成業務については、児童手当等の対象者の多くが重複することから、手続の簡素化を図るため、新設することも未来部に移管いたします。

また、介護保険課と福祉部地域福祉課を統合し、高齢者施策を集約するとともに、残る国保年金課と保険収納課についても福祉部に移管させ、医療保険部は廃止といたします。

次に、福祉部の再編ですが、介護保険課との統合に加え、国民健康保険と後期高齢医療、保険収納業務を受け入れ、福祉・医療・介護の連携を目的とした地域包括ケアを見据えた組織体制を再編するとともに、福祉部の名称を福祉保険部といたします。

最後に、子ども未来部の新設についてですが、将来的な子育て施策の重要性を見込むとともに、各部に分散する子育て施策を集約し、子供関連施策を担う子ども未来部を新設いたします。

その他、室、課、係の統合・再編を行うなど、機能的な組織運営を図ってまいります。

以上、この組織改革により部が1部ふえ、室が1室減少し、課においては7課増加することになります。また、職員については6名の増加を予定しており、これらの組織改革を実施するため、小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案を提出したものであります。

この改正に伴いまして、小樽市青少年問題協議会条例など五つの附属機関等に関する条例について、庶務を担当する部の名称を改めるとともに、所要の改正を行うものであります。

○委員長

「議案第9号ないし議案第11号について」

○（財政）契約管財課長

議案第9号から第11号までの工事請負変更契約について一括して説明申し上げます。

まず、議案第9号についてですが、昨年7月14日に、阿部・近藤・福島共同企業体と13億2,624万円で締結した山手地区統合小学校新築工事の請負金額を13億3,056万9,072円とする請負変更契約を締結するものであります。

変更契約の理由といたしましては、平成26年1月30日付で国土交通省から通知された技能労働者への適切な賃金水準の確保についての工事請負契約約款第25条第6項、いわゆるインフレスライド条項の適用の要請に基づき実施しているものであります。このインフレスライド条項の内容ですが、一定の期契約工事について、賃金等の急激な変動により請負代金契約が著しく不相当となったときは、基準日以降の残工事分について、新労務単価等に基づく請負代金額の変更分の一部を請求できるというものであります。

これにより請負業者である阿部・近藤・福島共同企業体から請求があったことから、請負変更契約を締結するものであります。

同様の変更契約の理由により、議案第10号については、昨年7月15日に加藤・北央・越前共同企業体と1億5,984万円で締結した山手地区統合小学校新築電気設備工事の請負金額を1億6,156万7,676円に、議案第11号については、昨年7月13日に山吹・コマツダ・環境共同企業体と1億5,444万円で締結した山手地区統合小学校新築機械設備工事の請負代金を1億5,546万2,112円とする請負変更契約をそれぞれ締結するものであります、

○委員長

「議案第13号について」

○酒井（隆裕）委員

提出者を代表いたしまして、議案第13号小樽市非核港湾条例案について提案理由を説明いたします。

毎年、核兵器搭載可能な米艦船が小樽港に入港しています。神戸市では、入港する外国軍の艦船に非核証明書の提出を義務づけました。非核三原則の持ち込ませないを具体化したのは神戸方式です。また、この条例を制定することによって、地方から核兵器禁止の声を広げ、政府に核兵器禁止条約に参加することを促す力にもなります。

以上、各会派委員の賛同をお願いし、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は自民党、公明党、共産党、民進党、安斎哲也委員の順といたします。

自民党。

○濱本委員

まず、報告の中でそれほど多くはないのですが、確認をさせてもらいたいことがあります。

◎市民公募委員について

無作為抽出による市民公募委員、いわゆるまちづくりエントリー制度の報告がございましたけれども、その中で、2ページ目に検証というところがあります。検証のところ「(1) これまでの課題に対する検証」で、その下のエントリー制度導入による効果検証というのが書いてある。①、②、③とあるのですが、これは全て外形上の効果なのです。外側の形なのです。21の審議会にトータルで41人就任しているというのですが、では実際問題、この21の審議会にこの41人が就任して審議会の議論が深まったのか、活性化されたのかという、そういう中身の話が効果の部分に一つもないのです。ただ外形上の話なのですが、中身の部分については効果があったのですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

ここで示させていただきました検証の部分につきましては、従来の随時公募のみにおける課題ということで、外形上の話なのですけれども、①から③で応募者がいない場合ですとか、働き盛り若年層の応募がない場合、それから女性の参加率が低いということに対しての本来の結果をお示したわけでありまして、委員のおっしゃるような参加した結果の効果につきましては、私は把握しておりません。

○濱本委員

把握していないということ自体がおかしくないですか。エントリー制度は形だけ整えればいい制度ではないでしょ

う。ずっとこのエントリー制度をやってきたときに、実際の審議会、各種委員会の中での議論が活性化される、深まる、多様な意見が出る、そういう効果があると言っていたと私は理解していますし、だからそれらのやりとりの中で、公募委員が審議会の中で一言も発言しないで、最初から最後までいましたということはあり得ないですよ。みたいなことも確認をしていたはずなのですよ。

外側の検証ではなくて、実際の中身の検証でしょう。それがなされていないというのが、平成30年度から本格運用といったときに意味をなすのですか。私は意味をなさないと思うけれども、その分を今どう思っていますか。こういう指摘を受けて中身の検証をすべきだと思いませんか。各種委員会が、審議会がそれぞれの原部・原課にあるわけですよ。そこから聞き取り調査すれば済む話ではないですか。これからやるつもりはありませんか。

○（総務）企画政策室安部主幹

実際の議論が活発になったかどうかというのは、現時点では外形上こういうふうに満たされたという結果が outcome として、当然そういった方が入っていることで活性化されたのではないかと考えております。

（発言する者あり）

○濱本委員

そのような答弁はおかしいでしょう。形だけを整えるためのエントリー制度ではないでしょう。

（「森井市長と同じだ」と呼ぶ者あり）

中身を充実させる、森井市長が言ったのではないですか。多様な市民意見を吸収するために市政に反映させるためにこういうエントリー制度をつくるのだと言ったのではないですか。議会議論の中で、この制度をつくるのはいいけれども、制度設計の中で、私はいろいろな否定的なものも指摘をさせていただきましたよ。その中に、例えば入れたのはいいけれども、一つも発言しないと、そんな話もたしかした記憶があります。そういうものが検証できなかったら意味がないのではないですか。目的から外れているのではないですか。こんな外面の話をして、はい、効果がありましたと言って、私は、行政の執行を監視する責任を持った議員の一員として、この報告を聞いて、そうすかとは到底言えないです。もしそうすかと言ったら議員としての職責を放棄していることにつながりますよ。

これからでも遅くない。実際にその議事録を確認すればわかるのですよ。つい最近も道議会かな、地方議会かな、一回も質問しない議員が何人だとかというそういう新聞記事が出ていましたよね。そういうのはいつも話題になりますよ、選挙の近くになれば。同じですよ。公募でエントリーしてきて何も話さないで帰っている人がいるのかいのか。その発言によって議論がもっと深化したのか、活性化したのか。そういうものをきちんとリサーチをして検証しなかったら意味ないではないですか。どうですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

ただいまいただいた御指摘、御意見に基づきまして、少し時間をいただきながら各審議会の状況について確認したいと思います。

○濱本委員

確認して、必ず次の第1回定例会で報告してください。今回の平成30年度からの実施についてというこれの追記版として中身の話を教えてください。いいですか。

◎人材育成について

それでは、次に行きます。人材育成の話です。

人材育成、私は前から議会の中でいろいろ話をして、いわゆる市長が方針転換をして新しいものをつくるということになって、今回、素案の提示がなされました。平成19年8月にできたものから見れば格段に進化をしたと理解をしています。ですが、その中でも、まだ素案の段階なので、私としては確認をしたいというか、聞いておきたいことが何点かあるので、まずお聞きしたいと思います。

例えば、明確にジョブローテーション、それからいわゆる複線型人事、ほかの都市によっては複線型人事管理制

度という言い方もしていますが、今回の文章の中にはそういう表現があるかと思いますが、項目としてはどうか、そういうものの記載がないと今見た中では思っているのですが、まずこういう項目が必要だったのではないかと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○（総務）コンプライアンス推進室飯田主幹

技術職ですとか税務を初めとします職場では、実務に精通したスペシャリストを育成するという観点が必要だということは各職場にて聞いた中で認識をしております。ただ、限られた職員数が組織運営上の課題になると考えておりますけれども、今、議員がおっしゃいましたとおり、15ページの2行目から、技術や業務の継承などの観点からも、業務に精通した職員が必要な職場に新たに職員の適正、能力などを考慮した人事異動も検討する必要がありますと記載しておりますとおり、今後、実際の運用面で十分に考慮していく必要があるものというふうには考えてございます。

○濱本委員

要は市役所の求められる職員像というか、何というのでしょうかね、当然スペシャリストも必要だと。それから、いわゆる総合職、こういう言葉がいいのかどうか分かりませんが、いわゆるゼネラリストも必要だと。この二つのある意味属性を持った存在がバランスよく組織内にあることによって組織そのものの健全性が保たれるし、発展があるのかなというふうに思います。そういう意味では、まだ素案なので、検討する余地があるかと思えますけれども、明確にそういうものをやはり記載していくことも必要なというふうに思いますので、これは答弁要りません、検討してください。

その次に、今回、私はこれを見て少し感激したのは、12ページのところに、その前に職員が必要な能力と意識ということの項目のその次のページの最後に、行政経営能力という、行政経営という言葉をご使用いただいたというのは、私が議員になってから行政は運営ではなくて経営だということはずっと言ってきたのです。時に触れ折に触れ。それがようやくここに一つの小樽市の人材育成基本方針という中に行政経営という言葉が記載されたというのは、ある意味非常に感激しています。行政運営能力と書いても決しておかしくないところを行政経営能力と書いていただいたことは非常にいいかなと思う。書いていただいた以上は、行政経営ということについて、やはりきちんと定義をした上で、それを職員の皆さんに意識づけをしてもらいたいと思うのですが、そういうことを今後人材育成をしていく中で、どういう、簡単に言えば具体策というのはなかなか難しいかと思いますが、どういう形でそういう意識を持ってもらい、能力を持ってもらうつもりがあるか、方法論があるのか、もし今の場面で答えられるものがあつたら答えていただきたいと思えます。

（「まずは市長に持ってもらうなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）

○（総務）コンプライアンス推進室飯田主幹

この人材育成基本方針、全般の周知という指導という部分もありますけれども、これについては、まずホームページですとか、インターネットなどで掲載して周知するというのは当然なのですが、この中身について研修などの際になるべく触れるとか、いろいろな多くの機会を捉えて周知・浸透させたいとは考えてございます。

○濱本委員

そのようなこと言っただけ失礼ですが、なかなか経営という意識を持つというのは難しいことだろうと思うのですよね。全ての人がいわゆる経営という活動をしているはずなのですが、意識としてではそれを持っているかというとなかなか持っていないことだと思います。ぜひともいろいろな研修を通じてそういう意識が醸成されるように、また身につくように実行してもらいたいと思えます。

それから、実はここからは少し組織の再編というか、組織改革と言っていますけれども、そことも関係するのですが、平成26年3月に北海道総務部人事局が人事施策に関する基本方針というのを出しているのです。その中に、高齢期職員の能力発揮というのが書いてある。「職員の年齢構成の歪みをもたらす中堅層職員の不足に対応する

ため、定年前に役付職員であった者を対象に、その専門知識や経験、マネジメント能力の活用を狙いとする役付職員への再任用の実施について早期に検討します」とあるのです。実際やっているかどうかは別ですよ。そう書いてある。そして例えばその中で、個別の名称は書いていませんけれども、D市、これ結構大きな市だと思いますが、局長職というのがありまして、局長職は再任用時には部長職までには任用できると書いてあるのです。今、小樽市では再任用の職員に関して言えば、いわゆるそういう例えば1階級下の役付き職員に任用するということはしていませんよね。まずこれは少し人材育成とは離れるのですけれども、その点を確認させてください。

○（総務）職員課長

再任用職員はいわゆる一般職員として再任用しております。

○濱本委員

それで、要は多分これからの話でいくと、再任用職員のそういう役付き職への任用というのも検討課題になるのだらうと思うのですね。それをしないともしかしたら組織が継続できないかもしれない。もっと言ったらそういう人材をそのまま埋もれさせていいのかというのもある。多分これは道庁がそうやって検討しなければならないといっているのだから、これはもう相当考えているのだらうと思う。そういう意味では、小樽市もこういうことをぜひ考えてもらいたいと思うのです。この話は別のところでまたつながりますのでやめますけれども。

それで、池田市というところがあります。池田市の人材育成基本方針の中に、総体の市役所職員に対する求める職員像というのがまず一つあるのです。それから次に、今度は階層別に求める人材像というのがあつたのです。その中に、管理職、次に、再任用職員、その次、任期付短時間勤務職員、その次、臨時・非常勤職員と、こういうふうに分けているのですよ。総体に求める人材像、それからそれぞれに求める。そこに私はここを特筆すべきだなどと思うのは、再任用の職員の皆さんと、それから任期付短時間勤務職員、それから臨時・非常勤職員と、そこまで細かく分類して、その人たちにこういうものを求めますということを明記している。こういう細かさもやはり考慮する必要があるのではないのかなと思うのです。その細かさを考慮すると、先ほどの言った再任用職員のいわゆる役付職への任用ということも当然選択肢としては出てくるのではないかと思うのですね。

何回も言いますが、素案ですので、今私が指摘したようなことも今後考慮しなければならないことだらうと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○（総務）コンプライアンス推進室飯田主幹

今、委員から詳細の部分といいますか、そういった部分について一つとして考慮しなければいけない部分があるのではないかと御質問でしたけれども、今回、人材育成基本方針をつくる中で、他都市の事例等を見ながら、いろいろ個別の施策を書いたりですとか、細かい部分の計画を書いたりという部分も他都市ではあつたのですが、本市では、今回の人材育成基本方針の改訂作業、以前は各施策を体系づけて整理して持ったものというのがなかったことから、これからこの基本方針に沿って具体的な施策というか、そういったものを順次整備していくというふうなつくりになるかというふうには思っております。

○濱本委員

そうですか。改めて申しますが、以前のものから見たら格段に進歩していると思います。しかし、これは100点満点ではなくて、まだまだ改善の余地があるというか、もっと充実させる分野というかね、そういうものもあると思いますので、ぜひとも一回つくれば金科玉条で永遠不滅ではありませんので、その時々環境のこともありますので、そういうものも踏まえながらより完成度の高いものにしていただければと思います。よろしくお願ひします。

◎国立小樽海上技術学校について

それから次は、小樽海上技術学校の件ですが、要は存続できないのではないかと。小樽市が何らかのアクションをしないと存続が危ういのではないかと、いろいろ新聞報道があつたり何なりしていますけれども、まず、海上技術

学校のそういう報道が出たというか、それが周知されたまでの、簡単でいいです、具体的な経過を聞かせてもらいたいと思います。

○（総務）企画政策室尾作主幹

国立小樽海上技術学校の存廃の話が報道に出るまでの簡単な経緯ということでございますけれども、本年の7月11日に海技教育機構の職員の方が本市を訪れまして、その中で財務省の予算執行調査の中で海技教育機構の教育訓練費というものの予算の調査が行われまして、その中で高校は将来的に廃止し短大の運営に重点を置く方向で検討すべきということと、老朽化が進み耐震改修が困難な高校を廃止することを速やかに検討すべきということが示されておりまして、小樽海上技術学校につきましては、校舎を耐震診断した結果、コンクリートの劣化が進んでおり、建てかえ費用が多額にかかるというふうに見込まれることということで将来的に廃止を検討する対象になる可能性というのが示されました。その後、海技教育機構の職員ですとか、市長が海技教育機構に訪問したりしまして、最終的にといいますか、8月31日に小樽市長と小樽市議会議長、小樽商工会議所会頭とともに、国土交通省と海技教育機構へ要望書を手交しているところです。その後、事務レベルで機構と一緒に今後の方策を検討してきたところであります。

○濱本委員

存続をしてもらうというのが大前提で、そのための条件整備ということがあると思うのですね。議会の中でもこの話はいろいろ出ましたけれども、今の段階でこの海上技術学校が存続するためのいわゆるスキームというか、一つは小樽水産高校との何らかの連携、もしくは小樽市内の閉校予定の校舎の活用、この二つに多分絞られると思うのです。ただ一つは、そうは言いながらも、海上技術学校は短大化を目指しているわけですよね。そのときに、短大化した海上技術学校と水産高校の連携とかと多分あると思うのです、そういうスキームも。しかしながら、片や道立水産高校で、片や国の独立行政法人の学校だということで、現実問題こういう地方自治体が持っている高校と、それから国が持っている独立行政法人が持っているそういう短大との連携もしくは融合みたいなそういうスキームというのは全国的にあるのですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

今、お話にありましたような、例えば国立の学校と道立の学校の連携したスキームということにつきましては、一部で教育的な観点で授業とかを一緒にやるとかということはあるかもしれないのですけれども、施設として併設しているというのは機構とお話をする中では例は聞いておりません。

○濱本委員

水産高校のやっている授業の内容と海上技術学校の実際の授業の内容は多分重複しているものもあるのだろうと思うのですね。融合する連携するというのは非常に形の上では多分全国的にもモデルがないので、非常に先進事例となって成功すればですよ、先進事例となっていいのかなというのはあるのですけれども、現実問題、一部に言われているのには、もう平成31年度の新入生の募集をしないとかと、ある一定のめどが立たないとしないとかという話もあるのですが、それまでに小樽市側として何が何でも存続させるのだという意識というふうな腹をくくってやる気持ちはありますか。何か変にちょっとしたハードルがあったらもうつまずいてバンザイですとかということではなくて、今の段階ではもうとにかくどのような方法をとろうとも歴史と伝統のある小樽海上技術学校を存続させるのだという、そういう決意はありますか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

小樽海上技術学校を存続させるという明確な意思が市にあるのかということでもありますけれども、これまでも先ほど委員がおっしゃいましたように、方策としましては三つ考えられると思います。まずは現地で建てかえをしていただく存続ということと、二つ目は、閉校となった学校施設を跡利用して存続していただくことと、あと三つ目としまして、今、お話がありました水産高校との連携により何らかの存続の形を見出すという三つの方策があると

思います。そちらにつきまして、現地の建てかえにつきましては、なかなか財務省から難しいという話もいただいておりますので、残り二つに今方策としては絞られてきているのかなと思うのですけれども、一方で水産高校につきましては、北海道の学校でございますので、そちらのお考えですとかと、先ほど委員からお話がありました、国と道の施設の併設といいますか、ともに使っていくということが可能なかどうかとか、財産管理上の問題とかもあると思いますので、そちらについては機構はもちろんですけれども、北海道教育委員会と一緒に引き続き可能性を協議していきたいと思っていますし、それによって並行して学校跡利用についても機構とは協議をさせていただきたいと思っていますので、この両にらみで存続に向けて何とか努力していきたいと考えております。

○濱本委員

最後の確認ですけれども、独立行政法人側は今の時点ですよ、小樽海上技術学校を存続させるのだと、条件が整えば存続させるのだと。閉校ありきではないという理解でよろしいですか。地元の熱意を感じて当初よりは簡単に言えば存続に向けて頭を切りかえてきているという認識でいいですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

これまで海技教育機構と協議を進めていく中では、当初に比べますと、もちろん小樽市の状況もわかっていただいておりますし、条件が整えばという前提はありますけれども、ともに協議を進めていくという気持ちでおられると思います。

○濱本委員

ぜひ何というのかな、官僚的な言いわけとか行政的な言いわけではなくて、最後までやり抜くのだという、そういう姿勢を持って、例えば水産高校との連携で言えば、道教委も当然あるでしょうし、独立行政法人との話もあるでしょうと。閉校した校舎を活用するというのであれば、それは自分たちだけの小樽市だけのことだろうと思えますけれども、両方の選択肢をやはりきちんと組み立てをしながら、どちらの選択肢が最善かということは、それは向こうの学校が判断することなので、それがきちんと両方とも向こうに海上技術学校に独立行政法人にプレゼンテーションできるように緻密な準備を迅速にしてもらいたいと思います。やっってもらえますよね。

○（総務）企画政策室尾作主幹

国土交通省及び機構に対してのプレゼンテーションと言いますか、こちらからの提案というのをしっかりとやっていくように努力してまいりたいと思っております。

○濱本委員

◎組織改革について

では最後、組織改革のところで一つだけ確認します。

私は、組織改革という言葉すらも何か妙な誤解がされて、変かなというぐらいに思っています。というのは、平成20年度のタイトルはこうですよ。平成19年11月に出た文書は「平成20年度組織・機構の見直しについて」というタイトルが出ています。組織改革という言葉は使っていません。何か改革というともう現状そのものに何か早急に手当をしなければならない課題がある、欠陥があるみたいな感じになって、少し違うかなという思いはしていますけれども、この中で、今回の定例会の中でいろいろ議論があった中に、この改正条例案が通って機構、組織が再編されたときに、人件費の増額分がありますよねという話が随分議論されていました。その増額になるということが今の中期財政収支見通しを考えたときにいかがかなという、そういう議論もありました。確かにそれはそのとおりだと思うのですが、先ほど私が人材育成のときに質問の中で、いわゆる役付職員の再任用時においても、いわゆるワンランク下げて再任用するという、しなければならないという、そういうものを検討しなければならないという話を紹介してもらいましたが、例えばそういうことが小樽市に制度して入ったとすれば、説明にあった例えば三千何百万円だか4,000万円かわかりませんが、そういう人件費の上昇分というのは圧縮できる可能性はありますか。

○（総務）組織改革担当次長

もちろん制度として入れれば人件費の圧縮にはなると思います。というのは、今回 6 名で 3,700 万円というのは、課長職がふえるだとかという積算をしての 3,700 万円なわけですから、その役職がワンランク下げて管理職の部門をカバーしていただければ、人件費が当然下がるというのは議員が言われているとおりだというふうに考えております。

○濱本委員

要は多分 3,700 万円ふえるというのは、あくまでも今の時点での積算であって、この条例が通った後に、今、補助の附属の資料として機構図が出ていますけれども、その中で、もしかしたら、例えば財政問題を考えて、課長職は置いてあるけれども、課長職を配置しないで次長職が課長職を例えば当分の間兼任するだとか、そういう方法論を実施することは可能ですよね、圧縮するためには。可能ですよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

確認ですから。基本的に財政状況のことを考えると、単純に人件費が上がっていいのかという議論は当然あります。だからその辺をできるだけ圧縮してコストパフォーマンスが高まるような方法論は考えてもらいたいと思います。

それから、人件費というのは、私は単純に働いたから払っているのだということではなくて、ある意味、人件費の中の一つの要素は研修費も含まれていると思います。いわゆるもらっている給料の中にあなたが自己研修する費用も入っていますよという、そういう意味だと思うのですよ。だから今回ふえる 3,700 万円が全て人件費かという、その中の一部は小樽市の組織を維持するための研修費の一部だということも当然考えられるわけですよ。そういう意識を持って、この組織の再編、やはり与えられた環境、お金が足りないという与えられた環境の中で、いかに費用対効果を高めるか、そういう手法を単純に積算したらこれだけかかりますからこれでいいのではなくて、その中でも工夫しながらこういうところになりましたという第 1 回定例会での人件費の予算案を見せてもらいたいなと思いますので、その点について答えていただいて、総務部長でも誰でもいいですけども、答えていただいて私の質問を終わります。

○総務部長

今、濱本委員おっしゃられたとおり、今お示ししているこの組織改革、改革という名前がというお話がございましたけれども、組織改革の中での三千何百万というものについては、これは今委員が言われたとおり、現在、例えば課長職がふえるとか、部長職を落とすとかというそういう設定のもとでの金額でございますので、本当に超概算の金額でございます。もちろん今委員が言われたとおり、今後いわゆるもう少し細かい室ですとか課ですとか係ですとか、そういったものについては今後第 1 回定例会でお示しをして、規則改正をして、それを議会に報告させていただくというようなことを考えてございますので、委員が言われたように、いろいろとももちろん無駄も省きますし、それから配置の関係の今これでコンクリートされたものでもございませんで、そういったところをいろいろできるだけ圧縮できるといいますか、経費は圧縮できるように考えながら組織改革を進めていきたいと考えてございますので、これについては今お話しした繰り返しになりますけれども、決してコンクリートしたものでございませんで、そこは努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（「コンクリートしていないのに条例出したの。おかしくない」と呼ぶ者あり）

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○齊藤委員

◎議案第 6 号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案について

組織改革について、今、議案第 6 号が出ておりますが、まず以前資料として出していただいた「業務移管の考え方」という文書があるのですが、それから何点か伺いたいと思います。

一つは、石狩湾新港の母体協議の部分ですけれども、石狩湾新港について母体協議を移管するという事なのですが、あと港湾部の復活というところもありますけれども、港湾部の復活については、小樽港の振興策強化、それから石狩湾新港との連携、そういった部分で部の昇格というのは我々も是とするものであります、いわゆる新港業務全てを、今、総務部で担当しているものを港湾部へ移管するというのはやや行き過ぎではないのかという部分で若干疑問があるのですが、ここについて説明をいただきたいと思います。

○（総務）組織改革担当次長

今回の組織改革は、企画政策室で所管している石狩湾新港業務を全て港湾室に移管する。これは今議員が言われたように母体協議ですとか、後背地の計画、こういうのも含まれた中で企画政策室から港湾室に移管すると。これは実は平成 20 年に港湾部が港湾室になったときに、港湾部で母体協議を担当していたものを企画政策室に持っていて、それをまた戻すという形が今回のやり方です。ですから、詳しい両課の業務の移管の詳細についてはこれから両部で詰めていくこととなりますが、基本的な考え方としては港湾、石狩湾新港を全て持っていて、港湾室が港湾部になるということでございます。

○齊藤委員

母体協議というのは、いろいろな考え方があるのでしょうかけれども、基本的に政策判断だと思うのですよ、私は。どちらかというと総務部マターというか、企画政策室マターの話ではないのかと。資料にありますが、負担金が 64% まで減少して、いわゆる政策的判断要素が減少したのだと。だから、港湾部に戻すというか、母体協議も港湾部でやってもらおうというような理屈になっているように見えるのですが、幾らこの負担金が 64% まで減少したといっても、なくなったわけではないのです。政策判断をしなくていいわけではないのですね。基本的に母体協議というのは、市としての、小樽市としての政策判断の要素がどこまでもあることではないのかという意味からすれば、やはりこれはいわゆる専門家集団としての港湾部に任せてしまうという話ではなくて、少なくともこの母体協議の部分は企画政策室に残しておく話なのではないのかなと私は思うのですけれども、どうなのでしょうか。

○（総務）組織改革担当次長

今回の港湾部で石狩湾新港を担当する理由というのは、小樽港と石狩湾新港を両にらみで取り組んでいくというのが大きな要因です。企画政策室では小樽港を管理していないわけですから、言い方は悪いですが、小樽港を熟知していないのに両にらみではできない。だから、小樽港を熟知している港湾部に石狩湾新港も持っていて、両港をにらみながら取り組んでいくというのが、今回の、港湾部で石狩湾新港を所管する大きな理由になります。

そのほかに、負担金については、当時、平成 20 年度に移管したときには 4 億円台で負担金が推移して、結構小樽市にとって重い負担金だったということもあって、市長直轄の企画政策室でその部分を見たらどうかということがあった中で当時移管したものが、今言われたように 64% ぐらい減少していて、負担金のあり方も一定程度整理された部分がありますので、この 30 年度を機に戻すというのがタイミングだと判断したところでございます。

○総務部長

少し補足させていただきますけれども、今、担当次長からお話ししたこと、もちろんそういったことがございます。それから、御存じのとおり、小樽港本港もかなり老朽化しておりまして、直さなければならぬところ、これは色内ふ頭などもそうですし、あちこちに老朽化していて直さなければならぬところがあるわけですが、そういったところのいわゆる直すときの優先順位、こういったものを考えるときにも、両港を今にらんでというお話がありましたけれども、そういったことで、石狩湾新港ではこういったものを入れるが、では小樽港はどうか、こういった考え、その中で優先順位を、どちらが先なのかというようなことを小樽市として考える、こういったこと

が、1カ所で両港をにらんでいれば、その優先順位をつけるというのもやりやすいというような、そんなことがあるものですから、そういった意味でも一つの部でやったほうがいいのではないかと考えてございます。

○齊藤委員

いや、私は港湾プロパーのいわゆる技術吏員というか、港湾に特化して専門的な知見のある人たち、いわゆる港湾部という生え抜きの、そういう人たちは大事だと思うのですよ。いわゆる港湾プロパーの人と、それから母体協議というのは対石狩湾新港との間で小樽市がどういう政策判断をするのかという部分、当然、港湾に知見を持っていなければならないとか、港湾のことがわかっている人でなければ判断できないのですけれども、港湾のことがわかっていけばいいのかというと、プラス、オール小樽的な政策判断ができるということが前提なのですよ。だから、港湾に精通している、詳しいということ、プラス、小樽全体のことにわたって政策判断ができる立場を持っていなければいけない。だから、港湾のこともよくわかっているけれども、小樽市全体の政策的な兼ね合いの中から判断できる、そういう意味での両にらみができなければならない仕事なのではないかと思うのですね。

そういう意味では、やはりいろいろな石狩湾新港に関する業務というのは、港湾部がやるべきものは当然、小樽港等を含めて石狩湾新港の部分を港湾部としてやってもらわなければならない部分があるのだけれども、この母体協議というのは、やはりある意味、港湾から、頭一つ抜け出した人が考えるべきそういう内容、そういう要素を持っているのではないかとことがあって、ここはやはり、母体協議というのは、企画政策室、昔は港湾部が持っていて、それが企画政策室に移って、そして今回また港湾部に戻るといふ、そういう経緯はあるのでしょうかけれども、この母体協議については、私は企画政策室に残しておくべき課題なのではないのかなという意識を持っているのですが、ここでもう一回御答弁いただけますか。

○（総務）組織改革担当次長

母体協議を企画政策室に残したまま港湾室を分離する意味というのが少しわからないのですけれども、港湾室でも政策的判断ができるという判断です。ですから、市長のそばにいないと港湾の判断ができないのかというと、そうではなくて、部にして部長を置いて、そこで政策的判断をして石狩湾新港を持っていただくというのが理想形ののだろうという形で、今回は元の港湾部に戻すと。

ですから、石狩湾新港の後背地だとか簡易水道だけ港湾部で持って、母体だけ総務部で持つと、また石狩湾新港の全体が見えない中で、組織改革する意味というのが、ないといったらおかしいのですけれども、そういうことも考えて、石狩湾新港については全て港湾部で持っていただく、その中で小樽市と両にらみで政策を判断していただくということを考えた中で判断になります。

○総務部長

今、次長からお答えしたとおりなのですけれども、我々が聞いていますのは、母体協議ということでいいますと、特に隣の石狩市は、こういった母体協議につきましても、石狩湾新港にかかわることは結構、石狩湾新港に詳しい方、そういった方が外に一旦異動して出ても、また戻ってきてというような形で、実は携わっているというふうに伺っております。そういったことで、やはり、スペシャリストというようなことも先ほどお話に出ていると思えますけれども、こういったことにつきましても、かなり詳しい方が携わることで、いろいろな交渉事、協議が進んでいくのだろうというふうに思っております。

それから、過去には、企画に来たときに、先ほど次長からもお話ししましたが、港湾室からかなり詳しい職員が実は企画政策室に来て、そこで携わっていたということで、これはやはり強みがあったと思います。ですけれども、今は通常の移動の中でローテーションの中で職員が動いておりますので、そういった意味でいいますと、なかなか今は企画政策室だからできるという状況ではないものですから、そうしますと、逆にいいますと、むしろ港湾室で、部にして、そして両にらみができる状態で石狩湾新港のことも、それから小樽港のこともよくわかった上で職員が携わったほうが、交渉事でも有利ではないかと考えてございます。

(「条例の解釈が間違っているのではないか。港湾部の」と呼ぶ者あり)

○齊藤委員

港湾プロパーの一番統括する部分で港湾部長という人が港湾部を統括しているということと、港湾に詳しいのだけれども、港湾プロパーで港湾に精通はしているのだが、その人が小樽市という立場に立って母体協議、いわゆる企画政策的な判断を、総務部として、要は精通はしているのですよ、港湾に詳しいのですよ、詳しい人が港湾から、出身の人でもいいのですよ、その人が一旦、港湾室という部分の背景を持った人が総務部の立場で、小樽市という立場でいろいろな政策判断をしていくということが必要なのではないかとというのが、とりあえず私の考えです。

次に進みますけれども、まちづくり推進とそれから公共交通部門の所管の考え方についてなのですが、いわゆるまちづくり、公共交通、市民協働、これらを一括して企画政策部門で所管するということが理想だというふうに言われています。しかし、いろいろ課題が多いために、当面は建設部が所管するのだと。

これは、私は妥協のし過ぎだと考えています。公共交通は、まちづくりと密接な関係があるからこそ、企画政策室で所管すべきなのではないか。当面、当面と言って、当面は建設部、当面、公共交通は建設部でという、当面という言葉が何回も出てくるのですけれども、そういう、その場しのぎになってしまっているのかなというふうに、まず思いますので、これについてお考えをお示しください。

○（総務）組織改革担当次長

企画政策室でまちづくりを担当できない理由というのは、松田議員の代表質問のときに答弁していますので、その部分の説明は省かせていただきますけれども、そのほかに要因としまして考えられること、これについては、まず小樽のまちづくりをどうするかと考えたときに、例えば基本的な考え方ですとかビジョンですとか、そういうのが今あるのかといたらおかしいですが、そこに向かって組織をつくるタイミングなのかというのが、まず一つ言えると思います。

ですから、今、まちづくりの所管というのは、平成16年度から企画部を企画政策部門とまちづくり部門に分けて、まちづくり部門を建設部にまちづくり推進室をつかって、まちづくり推進課という形にして十何年が経過しておりますので、そこに、まちづくりと公共交通を一体として取り組む部署を同じ部に置いたということ。

先ほど企画政策室で受けられない理由を省く形にはしているのですけれども、実は、今回、先ほどの港湾の話でも出たのですが、港湾室で石狩湾新港を企画政策室から業務移管するといったときに、実はそこに人を異動させないで、企画政策室の職員は何も動かさないのですね。そして業務を、例えば企画政策室は石狩湾新港だとかエネルギーだとか、コミュニティセンター事業などを他部に移管して、今、企画政策室を少しスリムにするという考えがあります。それはいつできるかわからないのですけれども、将来的に理想像に近づけるために、今、企画政策室をスリムにして、いつできるかわからないのですが、そういう状況で今取り組んでいる状況がありますので、当面はその場しのぎという言い方もされているのですけれども、将来的な小樽市の組織を考えながら、その部分に対応していくつもりです。

○総務部長

今、次長からお話ししましたが、少しわかりづらかったと思いますので、補足させていただきます。

なぜ企画政策室をスリムにしているかといいますと、結構全庁的にわたる業務が、いろいろ新しい業務が入ってきます。先ほども質問がございましたが、海上技術学校ですとか、プールも、以前は教育でやっていたものが入ってきたりなど、いろいろ新しい仕事がたくさん入ってきますので、現在、かなりオーバーフローしているような状況でございます。そういった意味で、業務をある程度外に出してスリムにすることで平準化を図るといいますか、今の状態でも、今お話ししたことが決してスリムになってかなり楽になりましたという状態ではないのですけれども、今はばけているものをある程度整理することで平準化するという、そういう状況に今なっているということです。

それで、将来的にはそういった中で、さらにいろいろなまちづくりのビジョンとか、そういったものを考えていくということになれば、今のままの組織でそれができるかというとなかなか難しいと思いますので、体制はまた別に考えなければいけないことになると思うのですが、ただ、今、次長から説明がありましたスリム化ということにつきましては、単純に何か業務がなくなったということだけの話ではありませんので、そういったことで、補足させていただきます。

○齊藤委員

外に出していいものと悪いものがあるということなのですよ。松田議員が代表質問で取り上げて、まちづくりと公共交通を一体的に取り組むために、いわゆる部へ昇格させるだとか、人員配置だとか、執務室の確保とかと、先ほど言わないと言ったけれども、そういうことが必要になるので、とりあえず見送ったのだというふうなことをおっしゃるわけですが、公共交通というのは、要は、当面は建設部に行っている、後々は総務部マターだから戻すよ、みたいなことを言うのであれば、これはね、現在でも公共交通というのは企画政策室マターなのですよ。だから、企画政策室が所管すべきなのではないのかなど。物事の本質上というか、性質上そういうことなので、これは、業務をはばけてから移すとか、そういう話ではないのではないのかというのが基本なのですから、どうですか。

○（総務）組織改革担当次長

今は、公共交通を企画政策室に戻すという御意見だというふうに認識したのですけれども、今、公共交通は建設部にあります。これは平成28年4月に、それこそまちづくりと公共交通を一体的に考えるということで28年4月に副参事を配置して、そういう組織をつくり上げたわけですね。それをまた公共交通だけ企画政策室に戻すとしますと、いわゆる、今、小樽市役所の組織の中ではまちづくりと一体にならないものですから、企画政策室に戻すのであれば、やはりまちづくりとセットで企画政策室に戻さなければならないと考えています。

○齊藤委員

突き詰めればそういうことだと思いますけれども、どちらにしても私は、公共交通は企画政策室の領分なのだという考え方で。

次に進みますけれども、財政的なことを、先ほど自民党でもおっしゃっていましたが、今回の改編で課長職が6名増だと。人件費が3,700万円、移転費用等の300万円を足すと4,000万円の支出が見込まれると、粗々ですけれども言われています。ただ、これは、今後いわゆる人事異動などによって、人件費としてはこれにとどまらない、もっと膨らむおそれもあるのではないかという危惧が若干あるのですが、この辺について御説明をいただきたいと思えます。

○（総務）職員課長

今回の組織改革とは別の部分での職員の増減につきましては、例えば平成30年度と31年度で都市計画マスタープランを策定しなければならないということで、主幹1名と一般職員の2名の増員が出ております。それはやむを得ないと考えておりますのと、来年度から、これまで道の事務であったものが市の事務に移行する、具体的には介護事業所の指導の部分がございまして、これは業務移管に伴うものということで1名増。そのほか、17時以降に毎日のように行っている介護認定審査会の関係で対応する主査の要望があるのと、そういった部分で増の要素がある一方で、例えばマイナンバー担当主幹は一応今年度で廃止の予定ですとか、あと管理栄養士の退職不補充や、小学校の3校分の閉校に伴う用務員の減とか、そういったプラス・マイナスがあるところなのですが、現在ではトータルで4名増加する予定でございます。

○齊藤委員

増要素があるということですよ。

それから過去のことなのですが、平成16年度ぐらいから直近までの、何年度が幾らという話ではないですけども、大づかみで結構ですので、人件費の推移を概括的に長期で御説明いただければ。

○（総務）職員課長

平成16年度から28年度までの一般会計の正規職員での決算ベースで申し上げますと、正規職員ベースなので報酬は除く形になるのですが、この間の、まずピークとしましては、16年度の約109億円。それ以降減少傾向にありまして、25年度がいわゆる底といいますか、それで約81億円。それで、26年度、27年度と少し上がってきて、また28年度は下がって、28年度では81億5,000万円という形で推移しております。

○齊藤委員

平成16年度がピークで、それ以後、これは黙っていて下がったわけではないので、非常に血のにじむようなというか、大変な努力の結果として81億円程度に抑えられてきたと。その抑えることが、本当にそれを抑えるだけでいいのかという問題はありますけれども、結果として抑えてきたというのが実情です。

過去の例で、人事異動が人件費に与える影響というのは具体的にどのようなものがあつたのかなというのを、お示しいただきたいと思います。

○（総務）組織改革担当次長

過去の組織改革の例でよろしいですね。平成16年度の組織改革については、職員の削減数が35名、当時の削減額が不明ですので、現在の給与水準に換算すると約1億9,000万円。20年度は61名、削減額が約2億8,000万円となっております。

○齊藤委員

相当ドラスティックな、組織改革というより組織・機構の見直しというか、要するに削減なのですよね、過去にやってきたことは。今回のいわゆる組織改革と、その後、今、先ほどありましたけれども、もろもろの人事異動その他で、人件費というのは、平成31年度はどういう見込みなのかというところを、大づかみでいいのですが、お知らせいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

今回お示ししている組織改革でプラス6名、それと先ほど私が申し上げました代表的な例としてはプラス・マイナス、トータルで4名増ということで、それを、主幹、主査、係員2名という位置づけになると、2,200万円になるので、その部分は5,900万円になりますけれども、本当に人件費ということで行くと、例えば退職手当とかも結構影響が大きいものですから、それは平成30年度に向けて今積算しているところではあるのですが、ざっと29年度と30年度で退職手当分だけ比較しても2億1,000万円ぐらい、ふえる見込みというのが今試算されていまして、30年度の予算については今、まさに今、積算中ということでございます。

○齊藤委員

ということは、先月発表されましたけれども、平成30年度から34年度までの中期財政収支見通し、これで人件費を含めて、いろいろ削減を考えなければならないという時期としては、非常にこれ、方向性が逆になるのではないかと、矛盾するのではないかという危惧を抱くのですが、この辺はどうなのでしょう。

○総務部長

これは本会議場でもお話ししてございますけれども、やはり先行投資といいますか、そういったものが必要だということをお話ししておりますが、何よりも今回の組織改革につきましては、以前の組織改革は財政再建という一つの目標があつて、そういった中での組織改革ですけれども、今回の組織改革につきましては、それとは全く違って、市民のために、どういった形にしたら、どういった組織にしたらいだろうというところから出発点になっておりますので、この辺はもともとの目標が少し違うなというのは、大きな違いとしてあると思っております。

ですから、先ほど来、委員からお尋ねがあつて、こういったドラスティックな削減があつたという話がありましたけれども、今回の組織改革の目標はそこに置いてございませんので、もちろん無駄とか、そういったものはなくしていかなければならないと思っておりますが、そういった中で市民のためにどれだけ役に立つ組織ができるかと

いうことに主眼を置いてございますので、そういった点では少し目指すところが違うということで御理解いただければと思っております。

○齊藤委員

今、先行投資と。本会議の代表質問でもあったのですけれども、投資というのは、本当にリターンがしっかり確定できて投資なのだと思うのですよ。その、幾ら投資したからどれだけの見返りがあるのかというのが数字的に示せない話ですので、先行投資というのは言い過ぎなのではないのかなという気がします。

(発言する者あり)

これは議論しても決着がつかないと思うので、非常に不安があるのだということを述べておきたいと思います。

◎議案第 5 号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について

次に、減給条例に話を移しますけれども、議案第 5 号ですが、我が党としては辞職ということを求めている立場でございます。給料を 1 カ月、半分にしますからと言われても、ああ、そうですかという話にはならないのですよ、立場として。

その上で聞くのですけれども、量定の根拠が余りにも曖昧だ。いわゆる合理的な裏づけと言えるようなものが今回示されている中には全くないのではないかと思います、どうでしょうか。

○（総務）職員課長

まず、今回の提案に当たっては、さきの第 3 回定例会における議会議論を踏まえるということがありまして、全体的に 10%、1 カ月では足りないという御意見でしたものですから、分区条例違反についても、やはり可決いただけるような量定に引き上げなければならないという考えがあったところであります。それで引き上げ方も、月数を 2 カ月、3 カ月というふやし方と、あと率を 20%、30%というふうにふやしていく二通りがある中で、まず本件と類似の事案を全国的にインターネットで調べたところ、見つけることができなかったというのが、まず一つあります。

(「あるわけない」と呼ぶ者あり)

ただ、その中で、他の地方公共団体の量定を参考にしますと、例えば恵庭市が職員の着服事件の管理監督責任で市長が 50%、1 カ月。また、本別町でも税情報をめぐる汚職事件での管理監督責任で、町長が 50%、1 カ月という減給の事例があったと。これが、例えば秋田県で 100%、3 カ月とか、そういうのはありましたけれども、それは少々やり過ぎというかですね、というのがあって、そういった他の地方公共団体の中で、まず 50%、1 カ月というのは高い責任のとり方として示されているのかなというふうに思ったのと。

また、今回は、分区条例違反に加えて、ふれあいバス事業に係る契約規則違反も含めておりますので、札幌市における職員の不祥事の多発に対する管理監督責任で、市長が 30%、1 カ月という減給をされたことを参考に、本件においては分区条例違反については、管理監督責任のみならず、誤った条例解釈を適法であるとしてきた市長自身の責任もありますので、これを加味するなど、総合的に勘案して、50%、1 カ月の減給は相応の責任のとり方ということでお示したところでございます。

○齊藤委員

いや、これは本当に似たものもないし、他都市事例も参考にならないということで、本当に責任のとり方はもうやめてもらうしかない和我々は考えております。本当に辞職勧告を重く受けとめるというのであれば、今回のこの量定というものも、本当は甘過ぎるのだと。これでも甘いとは思いますが、何とか勘弁してくださいよというぐらいいいこととは言えないのかと。我々も、それで、まあいいですよと到底言えるわけではないのですが、本人が本当に悪いと思っているのであれば、本当に悪いと思って減給しようとしているのであれば、これでも軽いのだけれども、これで申しわけないが何とか勘弁してくださいよというぐらいいい言葉にならなければおかしいのではないのかなと。いや、もうこれだけやったのだから、これはちょうどいい量定ですよと、この量定が正しいのですみたいな、ある意

味開き直ったようなそういう言い方は、多分できないのではないのかなと思うのですが。

本人はいないけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○総務部長

減給条例のこの量定につきましては、先ほど職員課長からお答えしましたとおり、類似事例がないというようなことが一つあります。そういったことも一つありまして、またそれから、量定としては、これが基準でこういうものかという一定のルールがあるものでもありませんので、そういった中で、この量定が適切ですと申しますか、適当ですと申しますか、そういったものというのはございませんので、なかなか比較対象がない中で、これでいいとか悪いとか、これで適切です、適切ではないというのは、非常にやはり難しいかなというふうに考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 19 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

まず、報告を聞いて聞きたいと思うところがあるのですけれども。

◎民泊について

民泊についてお伺いしたいと思うのですが、一般質問の中でも若干質問したわけでありまして、小・中学校の周囲、それから住居専用地域、今は道議会の中でも制限地域について議論されていると思いますが、今どのような形で進めようとしているのか、お示ししていただけますでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

現在、北海道の条例案につきましては現状でございますけれども、11月24日期限で各市町村から北海道の考え方に基づく制限希望の有無の照会の締め切りがありまして、小樽市の希望する地域を提出しました。その後、調整がありまして、12月14日から1カ月間、北海道で条例案のパブリックコメントが実施されている状況です。

○酒井（隆裕）委員

日数制限とかということについての情報というのは、まだないのでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

日数制限につきましては、本日お配りした資料の3枚目にありますけれども、小・中学校周辺ですと授業がある日についての営業を制限する、また住居専用地域等でありまして平日の営業を制限するというので、いずれも法に示している180日より短い日数になることが見込まれます。

○酒井（隆裕）委員

既に、今のところ言われているのが、小・中学校については学校の授業がない110日、それから住居専用地域は平日以外の約60日というふうに制限を設ける見込みだという情報を得ているのですけれども、そういった理解でよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

北海道からは正式に、日数についてははっきり示されていないのですが、企画政策室で来年のカレンダーを拾った限りでは、今、委員がおっしゃったように、小・中学校については120日前後、住居専用地域等については60から70日前後になるのではないかというふうには拾ったところでございます。

○酒井（隆裕）委員

制限は加えなければならないと思うのです。ただ、一般質問の中でも申し上げたとおり、家主不在型については一定の制限が加えられる一方で、家主居住型については、かなり私は危ういのではないかなというふうに思います。今回、北海道に対してこのように回答したわけでありまして、十分そうした家主居住型の場合でも対応できる、生活環境の悪化にはならないというふうにお考えでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

このたびの北海道の条例案の基本的な制限の考え方につきましては、北海道で有識者会議を開きまして、確かに家主不在型の民泊については生活環境の悪化が想定されるということで制限をかけて、居住型については住宅宿泊事業法の、法の精神にのっとりまして、振興と、条例による規制ということで両面を考えた上で、今回、制限を設けたというふうに説明を受けております。

現状につきましては、小樽市も、他の保健所設置市と同じく、北海道の制限の枠組みというのをまずは活用していきたいと考えておりますので、現状ではこちらで希望していきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

私は一般質問の中で、ざるだというふうに言ったのですね。何でそんなことを言ったのかといいますと、そういった抜け道があるからなのです。現時点においても闇民泊というのは存在しています。しかも、それが、実態が把握できていません。一生懸命にやろうと思っても、できていないのです。家主居住型の場合かどうかというふうに今言ったのですけれども、要は来年の6月になった時点で、闇民泊か、そうではないのかというのを一体どこで判断できるのだと。看板を出せということの話もありますよ。でも、そういったところについて、家主居住型の場合だったらどうなるのだか、わからないではないですか。だからこそ、私はすごく危惧しているのです。

そういったことも含めて、十分、生活環境の悪化防止ができるというふうに現時点ではお考えかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

○（総務）企画政策室尾作主幹

今回の住宅宿泊事業法につきましては、今、委員がおっしゃいましたとおり、届け出をすれば民泊が一定の条件のもとで可能になります。民泊を行うところにつきましては、そういう標識ですとか、そういうものがガイドラインで示される形になるのですけれども、届け出しているか、していないかというところで、まず、いわゆる闇民泊かどうかというのを判断する形になると思うのですが、その民泊の届け出につきましては北海道で管理することになりますので、そちらから恐らく今データをいただくような形でシステムができるのではないかというふうに話を聞いておりますので、そちらで把握しながら対応していく形になるのではないかと考えております。

○酒井（隆裕）委員

しっかり対応しなければならないのです。もう、時期は半年後に迫っているのです。既に先行事例で行われている特区民泊での環境悪化ということもあります。だからこそ、小樽市としてしっかり対応しなければならない。そして窓口もしっかりつくらなければならない。できるだけ早い時期にと言っていましたけれども、そんな時期、もうとっくに過ぎていくというふうに思います。対応について、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

◎議案第6号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第6号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案についてであります。

代表質問に対して、職員組合としては、各部長交渉において詳細を協議することになるということから、現時点

では合意に至っておりませんと、このように答弁されております。第 1 回定例会までの期間は非常にタイトなスケジュールでありますけれども、合意に至っていない以上は一旦取り下げて、改めて出し直すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○（総務）組織改革担当次長

今、酒井隆裕委員が言われたように、川畑議員の代表質問の中では、副市長交渉の中で組合が、これから詳細については各部長交渉で詰めていくというふうに言われたものですから、合意という言葉に対しては、まだ現時点では至っていないという回答をさせていただきました。

それはなぜかといいますと、10月下旬の副市長交渉の中では、こちらとしては第 4 回定例会に諮る提案を出したつもりであります。その中で、組合が各部長交渉でこれから詰めていくというふうに回答しているものですから、合意という言葉が適切かどうかはわかりませんが、了承はいただいて、これから組合が詰めていくものと考えておりました。

○酒井（隆裕）委員

了承をいただいているということであれば、例えば大枠の部分では合意しているのだけれども、課とか係とか、そういったものをいじることはまかりならないよとか、そういったことになるのか。代表質問での趣旨の中では、職員組合との合意がなされているかどうかということについて、合意はなされていないという答弁だったというふうに思うのですが、先ほどの次長の答弁の中では、了承はされているのですというふうに捉えかねないと思うのですが、改めてお伺いしたいと思います。

○（総務）組織改革担当次長

そもそもの小樽市役所の職員組合と理事者側の中で、合意というものが慣例的に、何というか、このことに関しては合意したという連絡をしたとか妥結したとかということがないというのが、まず一つです。これは職員組合の役員の方に聞いたのですけれども、合意というのは一々とっていないというのが、今の小樽市役所のやり方だということです。その中で、私が、合意という言葉が適切かどうかわからないものですから、10月下旬の副市長交渉の中で、第 4 回定例会に議案を提案することに対していろいろ議論した中で、今後、各部長交渉で詰めていくことですから、その提案に対しては了承をいただいていると、出すことに対しては了承いただいているというふうに思っています。

その中で、今回は部の編成の条例案の提案なのですけれども、実はこの段階で室ですとか課の詳細まで決まっていないものですから、この部分というのはどうしても 1 月以降に決めざるを得ないものと、組合側としては各部長交渉に入って、各部と交渉したその後にオルグを実施して、その部ではここが足りないとか、足りるとかというのが、またこちらに返されて、それで最終的に部、室、課の編成に至っていくというふうに考えておりますので、現時点ではそこに到達するまでの了承はいただいているのだと判断しています。

（発言する者あり）

○酒井（隆裕）委員

だとすると、答弁がはっきりしないのですね。本会議の答弁の中で、そこまでのフレームについては了承されているのだと御答弁されればよかったのではないのでしょうか。そうではなくて、そこまでの了承はされているのです。だけれども合意には至っていないのですというのは、とてもわかりづらいと思うのですけれども。いかがですか。

（「本会議で部長がそうやって答弁していたのですよ。合意に至っていないと、部長がそうやって答弁していたのです。だからおかしくないですか」と呼ぶ者あり）

（「妥結はしている」と呼ぶ者あり）

妥結って、まあいいです。

○（総務）組織改革担当次長

少しわかりづらいところ。自分でもわからないのですけれども、実は。済みません。

フレームの合意というの、例えば部の編成をフレームという呼び方をして、部の部分だけは現時点でいいですよとかという、そういう交渉もしていないのです。第 4 回定例会に提案することに関して、それは副市長交渉の中で出てきて、それに関しては、詳細は各部長交渉で詰めていくという言い方をしているところを見ると、10月26日に副市長交渉があったのですけれども、その後に組合は各部長交渉に入るというふうに言っているわけですから、それは第 4 回定例会に提案することが了承されたというふうに考えているのです。それでなければ、副市長交渉の中で、第 4 回定例会の提案は反対だよとさえいいのかなと。だけれども、その言葉というのは交渉の中では出てこなくて、最終的に組合からは否決になったらという質問はありましたが、こちらの提案に対して、そこの部分は交渉に応じられないとか、あなた方の言っていることは間違いだよということはなかったものですから、了承されたというふうに考えているということです。

○酒井（隆裕）委員

いや、よくわかりません。こういう問題を余りやるつもりはなかったのです。だけれども、この中では、あたかも了承されていて、しかも議会の場で判断することしかないのだみたいな感じになりかねないということもあって、やはり一度取り下げた上で、十分そうした、合意という言葉を使うのか、了承という言葉を使うのかした上で、そうしたフレームなどについても出す、この条例についても出し直すということが必要だと思います。

◎陳情第22号中村善策美術館（仮称）の設立方について

次に、陳情第22号について質問いたします。

この陳情者の趣旨については、私も大いに理解できるものであります。現在、中村善策記念ホールにて展示されておりますけれども、これまでの歴史的経緯を示していただけますでしょうか。

○（教育）美術館副館長

中村善策記念ホールの歴史的経緯につきましては、昭和41年に中村善策氏から生前10点の代表作が小樽に寄贈され、市民会館の一角に展示しておりました。その後、小樽に美術館が欲しいという市民の声が上がるようになり、小樽中央ライオンズクラブの方が中心となって美術館設立期成会が設立し、当初の目的としては、中村善策記念館をつくりたいというのが第 1 目標でありました。当時の会長は熱心に資金を集め、作品収集活動を行い、昭和54年に市立小樽美術館が誕生し、その後も中村家と作品寄贈の交渉を続け、昭和63年に 1 階部分を改修して、中村善策記念ホールを併設することになりました。

○酒井（隆裕）委員

少しずつではありますがありますが、相当努力されていると、私はすごく思うのですね。

今の展示方法はどのようになっているのか。収蔵品からローテーションして展示されているというふうに私は理解しておりますが、寄贈された油彩画39点を初め、関係資料の展示についてはどのようにされているのか、現状を示していただけますでしょうか。

○（教育）美術館副館長

現在の展示につきましては、収蔵作品が全点数で302点ございます。そのうち、油彩が97点、こちらを中心に年 3 回ほど展示がえを行いまして、そして 5 年に一度、1 階の常設展のほかに、2 階の企画展示室で 5 年に一度、大規模な展示を行うようにしております。

○酒井（隆裕）委員

相当工夫されているというふうに思うのですね。

陳情者の方にお話を伺いました。そこで聞きましたところ、今すぐ専門の美術館をつくってほしいというものではないようです。どうやら、お話を聞いていきますと、現状よりも、より一層広げてほしいというのが陳情

の趣旨だったようであります。例えば展示スペースを少しでも広げること、これ、可能かどうかというのはまた別の話だというふうに思います。それから、5年に一度の大規模な展示とありますけれども、例えば4年に一度にしてみるとか、それからまた、別の展示場で展示することをやってみるとか、一定の工夫ということはこれから考えることが可能かどうかということが一つ。

それから、今、公共施設の個別施設計画ということもありまして、市立小樽美術館も非常に古いということもあります。そのときにあわせて検討し直すとか、そういった考え方というのがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○（教育）美術館副館長

今おっしゃられていた、確かに1階の常設展につきましては、展示がえを年3回、今やっているような状況なのですけれども、それにできるだけ工夫を凝らしていきたいとは考えております。

あと、2階での5年に一度の大きい事業を4年に一度というお話があったのですが、5年に一度といいますのは、ちょうど周年事業、何十周年と没後何十何年というのが重なるということもありまして、ちょうど5年に一度のサイクルで行うことが望ましいように、こちら準備を進めている状況であります。

それから、今、公共施設のあり方とあわせてというお話があったのですけれども、これはこちらで判断できることではないので、答弁は控えさせていただきたいと思います。

○酒井（隆裕）委員

いずれにしても、時間のかかる問題だというふうに思うのです。ぜひ我々もこうした問題について、しっかりと市民の皆さんからお話を伺いながら、これからも議論を進めていきたいと思っております。

◎国立小樽海上技術学校について

次に、小樽海上技術学校についてお伺いをいたします。

先日、各会派に、小樽水産高校の空き教室を間借りして、海上技術学校というような報告がございました。別の案という話でありましたけれども、以前にありました旧祝津小学校跡と、現在も児童または生徒が通学している学校を利用するというお話はなくなったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○（総務）企画政策室尾作主幹

小樽海上技術学校を存続させるための方策につきましては、水産高校のお話も今いただきましたけれども、閉校した学校施設の利用につきましても、並行して進めているところであります。

○酒井（隆裕）委員

並行して進めるということなのですけれども、そもそも話はまず置いておきます。

その一つの案として出されています水産高校であります。非常に大きな学校です。ただ、専攻科などもありまして、現在は空き教室がないというふうに聞いております。今、そういった水産高校に間借りしてという話もありましたけれども、私はとっても現実的な話ではないなと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

水産高校との連携によって、小樽海上技術学校を存続させるという方策につきましては、今、委員からお話がありましたとおり、水産高校、北海道教育委員会等の現在の見解では、なかなか難しいという話をいただいているところであります。その中で海技教育機構とお話しているのは、その中でも連携した方策ができないのかということ、引き続き道教委と検討したいということを考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

水産高校に空き教室があるかというふうに聞いたのでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

12月4日に水産高校に機構の職員と小樽市で訪問しまして、状況については確認してきたところです。その際に

は、空き教室はないという明確な話までいただいているのではありませんけれども、施設を見学させていただきました。

○酒井（隆裕）委員

まだそんな段階なのですよ。それで、今、具体的に話が出てくるというのが、私はとっても違和感があります。仮にそういった間借りをするとして、どれだけの教室が必要だというふうにお考えなのでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

今、海技教育機構とお話ししている中では、もしそういう連携ができるのであれば、教室等を2教室程度使わせていただくような形で、あとはいろいろな方策は、これから機構とも協議したいということで聞いていたところです。

○酒井（隆裕）委員

今、たしか90名ぐらい通っていると思うのですよね。それで2教室だけというのが、教育環境として私は問題があるのではないかと思うのです。いかがですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

施設の使い方、海技教育機構で必要とされている面積につきましては、まだ今後、私たちもまだ詳細を伺っていない部分もありますので、これからお話を詰めていく形になるかと思うのですが、今お話がある中では短期大学校にすることで部屋を貸していただくような形になりますので、人数についても、まだこれから協議が必要になるのかなというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

今後詳細を詰めていく段階という話ですけれども、何一つ、話はないではないですか。私たちはやはり海上技術学校に絶対に存続してほしいと思っています。だけれども、それはやはり国の責任で行われるべきなのです。市から、なぜ水産高校を、今は空き教室がないのに、さもさもできるようなことを言わなければならないのか。非常に違和感があります。

今、短期大学校を目指すという話がありました。そもそも海上技術学校、それから水産高校の役割は違うのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

委員のおっしゃるとおり、海上技術学校と水産高校の役割は現在違っております。先ほど濱本委員のときにも答弁させていただいたのですけれども、本市としましては、小貫議員にも第3回定例会のときに答弁しましたが、国の責任において、まずはこのまま現地で建てかえをしていただきたいという方策が一つ。

あと、ただ現状で、国と機構からは市からの方策というのを求められておりますので、現時点で考えられるものは学校の跡利用、そして、これまで協議してきた中で水産高校のお話が出てきたところでありまして、可能性はどれが高いか低いかというのは国なり機構の判断にも委ねるところもあるのですけれども、市としまして、できる限り、最大限、存続に向けた方策を考えていきたいということで、今は進めているところであります。

○委員長

説明員に申し上げます。酒井隆裕委員の質問は、水産高校としての役割と、海上技術学校の役割をどのように認識しているのかという質問だったと思いますが、いかがですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

水産高校につきましては、もちろんいろいろな、今、済みません、資料を持っていないのですけれども、いろいろな専攻科がありまして、航海系の資格も取れるような学校になっております。

海上技術学校は、海上技術学校で航海系の資格と、いわゆる機関係といいますか、船の中の装置をいじる資格を取れるような学校になっておりまして、役目はそれぞれ違いますし、取れる資格も変わってくるような状況にあります。

○酒井（隆裕）委員

どちらも大事な学校なのです。本当に大事な学校なのです。それを、あたかも短期大学校にできるかのごとく提案されるというのは、私はすごく問題があるというふうに思っています。

それで、短期大学校の学校の設置主体は、一体どこになるというふうにお考えでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

海技教育機構が可能であれば、水産高校の校舎等の一部を使わせていただく形になりますので、海上技術学校自体の短期大学校の所管は、海技教育機構になると考えております。

○酒井（隆裕）委員

おかしいですね。すごくでたらめなのです。いわゆる短期大学というものには、設置基準というものがあります。そして、短期大学校についても、そうした設置基準に準ずるといふ仕組みがあるというふうに思うのです。

二教室を間借りして、短期大学校の基準を満たすのでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

機構とお話をしている中では、賃貸をさせていただく部分は教室、そういう二部屋程度。あとは、今の海上技術学校でもし使える部分があるのであれば、そちらも使うなり、あと、設備的なものでもし使わせていただけるものがあれば、使わせていただきたいというような連携の方策を考えたいということで、お話をいただいています。

○酒井（隆裕）委員

すごくでたらめなのです。

今、短期大学設置基準、これは文部科学省のものを見ていますけれども、校舎には短期大学の組織及び規模に並び、少なくとも次の各号に掲げる施設を備えるものとするという形で幾つかずらっと出されているのです。

その中では校地の面積なども決められていますし、教室についても学科の種類、学生数に応じて必要な種類と数を備えるものとする。当たり前なのです。当然なのです。二教室だけで短期大学、大学校なんてつくれないのですよ。余りにも非現実的な話だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

どのような形で連携をさせていただくかにつきましては、機構とも改めて協議をさせていただきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

一番ここで心配するのは、水産高校がなくなるのではないかというお話が以前あったときに、市民の皆さんから絶対に残すべきだというお話があって、水産高校は残すという形になったという経緯があります。

しかし、北海道は、学校を次々に統廃合を進めるということをやろうとしている。

結局、今回、こうした提案を市自体が行うことによって、水産高校が短期大学校に変えられてしまう。小樽市の宝である水産高校が海技短期大学校に変えられてしまう、こういうおそれはないのですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

今のお話につきましては、これから機構ともまた詰めていく形になりますので、今後、協議を進める中で、改めて整理させていただきたいと考えております。

○総務部長

今、主幹からお答えしましたがけれども、まさに今、機構といろいろ相談しながら進めている、本当に何とか小樽に海上技術学校、これが完全に消えてしまうということになったら大変ですので、そういったことで機構といろいろと協議をしながら、今、進めている最中です。結構、内容的にはデリケートな話だなというふうにも思っていますので、まだ途中経過でございますから、余り深く立ち入って、今ここでこういう形ですということをお答えできない状況でもありますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○酒井（隆裕）委員

残してほしいのは市民全員の願いです。どういう形であれ、残してほしいというのが願いです。

ただ、それが結果として、小樽市民として、後退するようなことになってはいけないというふうに、今、言っているのですよ。

従前、商業高校を海上技術学校とすることを紹介してはどうかという質問を、別の特別委員会で質問いたしました。

当時の副市長は、「商業高校は道立高校であり、紹介は差し控えたい」というふうに御答弁されております。海技教育機構からは、「同校の情報等についても求められておらず、現状では判断できない」と、このようにも答弁されております。

小樽水産高校も道立高校なのですよ。こういうのを御都合主義と言うのではないのでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

委員からお話をいただいたとおり、ぜひ存続に向けていい方策がとれるように、いろいろなことを考えていきたくという中で、一つこういう案が出てきたところなのですけれども、もちろんこれによって水産高校に何か影響があるということでは本末転倒になりますので、そこについては注意しながら、この方策についても、引き続き海技教育機構と協議を進めさせていただきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

お話を聞いていると、海技教育機構と市だけの話になっているのです。これではだめなのですよ。

海上技術学校は北海道に一つしかない。それが小樽なのです。だからこそ、北海道と、それから周辺の地域ともしっかりと協議をする必要があるのではないかと。存続に向けて、道の知恵をかりられないだろうか。北海道としても残すべき、そうしたことにできないだろうか。だからこそ、北海道、それから周辺地域とも協議をするべきだというふうに以前申し上げたことがございます。

こうした動きは、現在、どのようになっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

これまでの経緯でございますけれども、進め方としましては、北海道教育委員会にお話をしたことと、あとは水産高校に施設を見に行かせていただいたことはありますが、周辺の自治体にまではお話をしている状況にはありません。

○酒井（隆裕）委員

北海道は何て言っていましたか。この海上技術学校存続に向けて。

○（総務）企画政策室尾作主幹

北海道につきましては、何か協力できることがあれば協力したいというお話はありますけれども、それが、すなわち水産高校を提供できるですとか、そういう話まで至っている状況ではありません。

○酒井（隆裕）委員

北海道は何も言っていないのですよね。小樽市から真剣に北海道と一緒にあって、この学校を残すために知恵をかってほしいと言うべきですよ。それから、周辺の町村にも声をかけるべきですよ。それだけ価値のある重要な学校なのです。

海上技術学校の存続に係る要望書の提出の動きがあるというふうに聞いております。

商工会議所とはどのようなお話になっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

商工会議所とのお話につきましては、今、連絡をとっている状況でありまして、また、要望書を提出する際には、一緒に行動できないかどうかというのを、今、お話をしている段階であります。

○酒井（隆裕）委員

詳細がまだ決まっていない段階でお話をしに行くというのは、とても私は危ういことだというふうに思っています。しっかりと北海道なども、どういったことができるかということをしっかり考えた上で行くべきではないか。

先ほど言ったような事例が出てきては本末転倒であります。私は、非常に裏に大きなものが動いているのではないかなというふうな危惧さえ抱いております。そういったことにならないように、お願いしたいと思います。これ以上は聞きません。

◎公共施設の将来のあり方について

公共施設の将来のあり方について、お伺いいたします。

まず、公民連携や民間資金活用について、伺います。

内閣府や国土交通省は積極的に推奨していて、大手不動産、建設業界から大きな期待があるというふうに言われておりますけれども、私はこの PPP や PFI 活用は問題だらけだなと思います。

PFI 方式は、地方財政の困難、打開の救世主のようにバラ色に描く、これが PFI の神話であります。

今定例会でプールについて方向性が示されました。当委員会の報告でも、公共施設と総合管理計画との整合性について、説明されております。

そこでは、民間事業者との連携による管理運営の方法の推進や、PPP、PFI の活用の可能性を検討と記されておりますけれども、そもそも PPP や PFI はどのようなものかお示してください。

○（財政）徳満主幹

PPP というのは、民間活力を活用しようというところで、大きなくくりになっておりまして、現在の小樽市においても、指定管理者なども PPP に入るというものでございまして、その中に PFI ということで、国が PFI 法を制定して、それに基づく一連の手續に基づいて行っていく形のもので PFI ということで、本会議でも答弁してはおりますけれども、多様な手法がありまして、いろいろと事細かには説明しませんが、多くは特定目的会社を設立して、設計から管理まで一括で長期にわたった契約をして、財政メリットだとか、長期の運営会社と設計会社が一緒になることによって、使いやすい施設にするだとか、そのようなメリットが掲げられているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

御説明のとおりなのですが、市長は代表質問の中で、PPP や PFI の活用については、将来的な公費負担の抑制やサービスレベルの改善などの導入が期待できる手法であると。それから、活用の可否については、今後検討する必要があるというふうに御答弁をされております。

それでは、PPP や PFI では、事業契約は主にどのように進められるのか、示していただけますでしょうか。

○（財政）徳満主幹

国で PFI の検討規定を制定しなさいというようなことも地方に出ておりまして、それは 20 万人以上の自治体なのでございますけれども、それ以下の土地については努力しなさいみたいな形でのことが来ていまして、そういうこともあり、先ほど言ったようなメリットもあるので、検討しないということはないといえますか、一つの検討手法としては検討しながら、別な手法も含めて比較検討していくということになるかと思いますが、事業契約においては、先ほど言った特定目的会社と、通常で多くの場合はプロポーザルを受けて契約するような形が多いと思っております。

○酒井（隆裕）委員

問題についてでありますけれども、PPP や PFI の活用について、かなり問題があるというふうに思います。

事業者の破綻のリスクがあるということ。事故等の損失の負担の問題が生じるということ。経費節減は必ずしも実現しないということ。長期間の契約による膨大な利権をめぐって、行政と担当する民間事業者との癒着が生じるおそれがあること。担当事業者の下請が安さを競わされて、頻繁な交代や担い手の非正規化が生じること。こうい

ったことが幾つか出されております。

きょう、全部これを質問していたら時間がとても足りないので、質問はしませんけれども、失敗事例も数え切れないぐらいあるわけです。

こうした問題も踏まえた上で、市として活用を検討するということかどうか、お伺いをいたします。

○（財政）徳満主幹

先行事例、前にも言ったように多様な事例がございますので、それがうまくいった事例、うまくいかなかった事例もございましてしょうけれども、そういった手法、PFIの手法と、従前どおりの手法の比較検討、あと個別施設計画を進めるにおいては、当然、改修で済む場合とか、新設で済む場合とか、いろいろな比較検討をしながら進めていくのだろうというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

そもそも、このPPPやPFIの仕組みといたしまして、市の重要な公共事業、これを特定企業や金融機関がつくる特別目的会社に任せて、数十年にわたって企業のもうけを保証するということになりかねない、そういった危険があるのではないのでしょうか。

○（財政）徳満主幹

指定管理者でも年数は違えど、一定程度の年数で契約して、委託にしても、何にしても、市が発注する民間会社と契約というのは、民間会社が一定程度のもうけを得るものでございますので、その危険だけをもって検討しないとかということにはならないかと思っています。

○酒井（隆裕）委員

本当に、これは安くなるのかというのを私はすごく疑問に思っているのです。

実際に、他市の例などを見ても、それほど安くはなっていません。

危惧するのは、そういった契約が調ったら、市はお金を出さなければならないけれども、口は出せなくなるということにはならないのでしょうか。そういったおそれはないのでしょうか。いかがですか。

○（財政）徳満主幹

そもそも公共事業でございますので、契約のそれぞれの文言を私は読み込んでいませんけれども、市の施設を運営するに当たっての契約でございますので、一切口が出せないということはないというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

口が出せなくなってしまうのです。希望だけを言うだけになります。そこが問題だと言っているのです。そのことは聞きません。

先日、総務常任委員会で他市を視察してまいりました。そこでは、図書館や美術館などを併設した大変すばらしい文化施設がございました。

本市においても、図書館や総合博物館、文学館、美術館等の社会教育施設がございまして。

本市の社会教育施設の法的根拠を示していただけますでしょうか。

○（教育）教育総務課長

本市の社会教育施設の法的根拠についてでございますけれども、図書館、総合博物館、それから文学館、美術館について、述べさせていただきます。

まず、社会教育法第9条におきまして、図書館及び博物館の項目がございまして。

この第1項において、図書館及び博物館は、社会教育のための機関とするため位置づけられています。

それから、第2項において、図書館及び博物館に関し、必要な事項は別に法律をもって定めるということになっておきまして、まず、図書館については図書館法にございまして。

図書館法第2条、要約させていただきますけれども、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存し

て、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体等が設置するものをいうということになっております。

一方、博物館法でございますけれども、これには第 2 条におきまして、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関のうち、地方公共団体等が設置するもので、登録を受けたものをいうとなっています。

この登録というのが、第 10 条にございまして、博物館を設置しようとする者は、博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとするということで、本市におきましては、総合博物館のほか、文学館、美術館が登録をされております。

○酒井（隆裕）委員

御説明いただいたとおりだと思います。登録博物館というふうに位置づけられていると思います。

こうした施設には、図書館や博物館等ですけれども、専門職として司書や学芸員がいますが、本市職員のそれぞれの資格保持者数と司書や学芸員の発令者数をお示してください。

○（教育）教育総務課長

司書の資格を持っている方と、それから発令数でございますけれども、まず、図書館でございますが、司書の資格を持っている方、嘱託員を含めまして 10 名でございます。このうち、発令をしている者は 2 名となっております。

それから、学芸員でございますけれども、まず文学館、資格者が 2 名。うち、発令者が 2 名です。

美術館も同様に、資格者 2 名、うち発令者は 2 名となっています。

博物館につきましては、資格者が 10 名、うち発令者が 10 名と。これも嘱託員を含めますけれども、こういう状況になっております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、司書や学芸員の役割というものを示していただけますでしょうか。

○（教育）図書館副館長

まず、図書館の役割といたしましては、第 1 に、地域の情報拠点として、資料が分類・整理されていること。

第 2 に、地域のさまざまな情報や資料を保存し、活用する役割であること。

第 3 に、住民の生涯学習を支援する役割であることであります。

また、司書の具体的な仕事につきましては、まず、館内業務としましては、第 1 に資料の収集、選書、整備、配架が挙げられます。

第 2 に、カウンターでの資料の貸し出し、返却。なお、利用者が求める資料が当館にない場合は、リクエストとして受け入れたりするリクエストサービスがございます。

第 3 に、利用者が求める情報や資料を探すレファレンスサービス。

第 4 に、読書や本に関する普及活動として、文学講座やイベントの実施があります。

第 5 に、本や図書館についての情報発信として、ホームページやフェイスブックなどの広報活動があります。

館外業務としましては、今年度から新たに子ども読書担当司書による学校図書館や幼稚園、保育園への支援があります。

また、移動図書館による周辺地域への巡回がございます。

○（教育）総合博物館副館長

総合博物館では、博物館法にのっとり、資料の収集、保存、展示、調査研究、教育普及活動を行っています。

分野としましては、歴史、自然史、交通史、科学と、幅広く総合的に扱っています。

具体的役割としましては、小樽近郊のその時代とその場所の歴史的資料、さらにその生態などをあらかず自然史

資料などを収集、保存、調査を行います。

また、その資料の展示公開や講座等を通じて、市民に伝えていく役割もごございます。

また、本市には多数展示されている鉄道等の車両がございまして、その補修整備、動態展示をしている蒸気機関車の運行などもございます。

また、青少年に対する環境教育を行っていく役割のほか、関連施設として、手宮洞窟保存館の公開なども行っております。

○（教育）美術館副館長

学芸員の具体的役割につきましては、文学館、美術館いずれも年間全ての展覧会と関連行事を企画立案し、実施から完了まで携わっております。

両館とも良質な企画を生み出すために、当館が所蔵する作家作品データと作品所蔵先を調べておくこと。また、小樽独自の発信力をもった展覧会にしていくため、調査研究活動が最も重要であることから、作品や作家に対する研究の蓄積を行っております。

また、当館の所蔵方針にのっとり、貴重な文化遺産を後世に伝えていくため、良質な作品を選び、収蔵に努めていることなどがあります。

○酒井（隆裕）委員

やはり司書や学芸員というのは、どうしてもやはり必要なのです。私も大変重要な仕事だというふうに思います。

小樽市の図書館、それから文学館、美術館、博物館は、それぞれすばらしい施設だと、私は誇りをもって言えると思います。その役割を果たすのが司書や学芸員だというふうに思います。

なぜ、このようなことを聞かかと言いますと、視察した他市の当該施設では、司書も学芸員もないからであります。

私が質問いたしますと、昔に司書の資格を取ったからといっても役に立たない。むしろ新しい形での図書館には不要だとおっしゃられました。

学芸員についても、登録博物館や類似施設ではなく、目指してもいないと述べられました。

私は、それではただの作品展示スペースではないかというふうに聞きましたけれども、自由な美術館や市民ニーズ実現のために学芸員は要らないと述べられたのですね。私は、スキルと経験を持つ司書や学芸員は、図書館や博物館等には不可欠であるというふうに思います。

小樽市の社会教育施設のあり方において、司書や学芸員をどのように捉えられているのでしょうか。現状認識と将来のあり方について、お答えください。

○（教育）図書館副館長

司書としての専門性について、説明したいのですが、図書館システムなどの普及によりまして、貸し出しや返却などは司書の資格がなくとも簡単にできますので、現在、図書館では職員全体の取り組みとなっております。

ただ、司書の専門性ということにつきましては、所蔵調査や事項調査などのレファレンスサービスでは、これまでの経験を生かした知識の蓄積が必要となりますので、司書がいかに人と本を結びつけるのか、読書の楽しさをどう子供たちに普及していくのかといった取り組みが重要となってまいります。

○教育部長

先ほど、学芸員のそれぞれの役割をお話させていただきましたけれども、仕事の内容で申し上げましたとおり、私どもは小樽市に根づいてという部分が一番根底にある総合博物館であり図書館でございますので、そういった意味では、他市で、今、事例として申し上げられたようなところとは違った感覚で学芸員、司書を配置しておりますので、私どもはこれからも必要な職種であるというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

お話を聞いて安心いたしました。やはり必要なのです。

そこで、他市の例で聞いたときに、司書の話をしたときに、「それではレファレンスはどうやってやるのですか」というふうに聞いたら、「御自身でコンピューターで検索してもらうから大丈夫なのです」と言われたのです。そのようなことではないのですよね。だからこそ、小樽市としてはやはりこれからも必要だというふうに思います。

質問を移しますけれども、結局は、この PPP や PFI については、また戻りますが、大手企業のための仕事起こしではないかなということなのです。

視察した他市では、地元企業にどれだけ仕事があったのか、イニシャル・ラーニングで示してほしいというふうに聞きました。

しかし、そのときの答弁では、「地元企業はゼロです」と言われたのです。私はびっくりしました。

そこも当該施設、他市の施設ですけれども、建設は、今問題になっているリニア入札不正の捜査を受けた鹿島建設、設計工事管理は山下設計、維持管理は三菱電機ビルテクノサービス、FA、SPC 運営等は NEC キャピタルソリューション、運営担当は図書館流通センター、丸善ですね。PFI 事業の担い手は大手ゼネコンであります。

従来の公共発注にかえて PFI を推進すれば、結果として地元企業者が、事業者が排除される。こういった危険性はないのでしょうか。お答えください。

○（財政）徳満主幹

先ほど言った特定目的会社の組み方の中で、先行事例の多くは大手の企業主導で進められているという事例が見受けられるかと思えます。ただ、だんだん事例がふえていく中で、大手企業と組んで地元の企業が参画するというパターンもございますし、地元の企業主体で、地元の企業同士で特定目的会社を組んでやる事例もございますので、PFI を検討するという事なので、個々具体の事例の中には、我々も別に大手を喜んでやるというような意図ではなくて、やはり先ほど言ったメリットの部分もありますけれども、地元の企業が受注してという部分で、工事などもやっている部分もございますし、そういう趣旨は十分考えながら、やっていくものだというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

結局、結論とすれば、国はこの社会教育施設を集約化、複合化ということについて、いかにして大手ゼネコンをもうけさせるかということが、私は主眼にあると思うのです。その本質であるのが、当時の地方創生大臣が、「一番のがんは学芸員。この連中を一掃しないと」ということでなってくるのではないかと。

私は、今、文部科学省の文教施設に係る個別施設計画の進捗についてという資料を見えています。

ここでは、社会教育施設を集約化、複合化の事例として幾つか出されておりますけれども、視察した二つのところが入っているのですね。

結局は、こうした PPP や PFI ということであれば、大手ゼネコンの言いなりになってしまう、そういった危険性もあるということも十分配慮していただければと思います。

PPP や PFI、国は推進していくと言いますが、小樽市としては慎重に可否を判断すべきだというふうに思います。

◎アイアンホース号について

質問を移しますけれども、アイアンホース号ですね。今、使えないというふうな話を聞くのですが、現状とこれからどうなるのか、お聞かせ願えるでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

アイアンホース号の現状とこれからについての御質問でございますが、御承知のとおり、アイアンホース号は毎年 11 月 3 日前後まで運行しているところではございましたが、ことしは 10 月半ばに故障を起こしまして、そこから

運休となっています。

故障しました原因としまして、御承知のとおり蒸気機関車ですので、ボイラーを積んでおりまして、お湯を沸かして蒸気をつくって走るわけですが、そのボイラーの安全装置であります溶栓という部分の脇から漏水を起こしたのですね。そうしますと、その安全装置が働かない状況になっておりまして、そのまま使いますと、ボイラーの破損等が起こって、全くもう動かないような状況になってしまうという危険があったために、運行を中止した次第でございます。

今後につきましては、修繕いたしまして、運行再開したいとは考えておりますが、何せ蒸気機関車でございますので、実際に修理する業者が国内に数社しかございませんで、それを来年度予算が通りましたら修理いたします。

ただ、その工期も、大阪に持っていくために3カ月ほどかかるという予定をしております。

ということで、無事に修繕ができました場合は、運行再開したいというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

しっかりやってほしいと思うのですね。

私も息子がいまして、楽しみにしているのです。ぜひ乗りたいなと思うのです。

ただ、予算が通りましたらというお話がありましたけれども、大変厳しいというふうに、そういうのも現実だと思っております。

私が提案したいのが、ふるさと納税で、市長が特に認めるというものが出されて、市長の使い勝手のいい財布ではないかというふうに批判をしたのですけれども、今になってみると、こうしたことというのも可能ではないかなと思います。

それから、クラウドファンディング。あれは有名人ということもあって結果的に成功しましたけれども、今回の場合においてはなかなか難しい部分もあるのかなというふうに思います。

このようなふるさと納税の活用ですとか、また、クラウドファンディングの可能性などについてはいかがでしょうか。

○教育部次長

ただいまお話をいただきましたふるさと納税につきましては、アイアンホース号の修繕にかかる特定財源として、私どもは検討の一つに入れさせていただいております。

この小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金のメニューに、小樽市総合博物館の展示鉄道車両保全事業というのがありまして、その金額に関してはそちらを当てにできるのかなという期待はしているのですけれども、それを想定したり、今、お話いただいた市長が特に定めるものというのもお願いできないかというのは、市長部局の建設部や財政部などと協議をしてみたいと考えております。

また、今、お話いただきましたガバメント・クラウドファンディング、確かに石原裕次郎氏というメジャーな方の名前を使ったガバメント・クラウドファンディングというのは成功を見たわけですけれども、アイアンホース号の存亡をやはり御心配していただいている方は全国にいらっしゃいますので、PRする意味でも、もし予算がつかましたら、ガバメント・クラウドファンディングの導入についても選択肢の一つとして検討してみたいというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

何としても、あらゆる手法をもって修繕して存続、再開に向けて頑張ってもらいたいというふうに思います。私もすごく楽しみにしております。息子と一緒に乗りたいなと、また思っています。

◎債権管理条例議案について

債権管理条例議案については1点だけお伺いします。

現行制度でも債権消滅手続は可能であります。私がすごく心配するのは、小樽ベイシティ開発の関係です。報道

では約46億円と言われている。もしくはそれ以上とも言われている固定資産税。

市長は、安易に徴収を諦めたり、正当な理由なく軽減や免除は許されないと答弁をされています。

ところが、この債権管理条例によって、正当な理由によって軽減や免除されることになるのではないのでしょうか。そういった危険はないのかどうか。最後にお伺いいたします。

○（財政）齊藤主幹

債権管理条例における債権の放棄についてですけれども、これは非強制徴収公債権と市債権と限定しております。この中に税は入っておりませんので、まず、税については債権の放棄の対象とはなっておりませんので、御指摘の部分の心配はないものというふうに考えております。

あと、個別の案件はお答えできないので、一般論といたしまして、市長が言いましたように、安易に徴収を諦めるということをするのはごさいませんので、この債権の放棄だけに限らず、できる限りの最大限の努力というのは当然するものでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

民進党に移します。

○佐々木委員

◎陳情第22号中村善策美術館（仮称）の設立方について

1点目は、陳情にありました中村善策美術館設立方についての質問をさせていただきます。

私も以前より尊敬する日本を代表する風景画家で、市立小樽美術館に常設の記念ホールがあります。より環境の整った独立した施設で展示していただくことが、作品の保存だけではなくて観光にも寄与するという陳情者の思いも、よく理解するところではあります。

先ほどのお話だと、展示スペースを広げてほしいという本来の趣旨だということですが、あくまでも陳情者の趣旨に沿って、お話をお聞きしたいと思います。

最初に、中村善策画伯の略歴、功績、それから美術史的な評価について、お伺いをいたします。

○（教育）美術館副館長

中村善策氏は、小樽で生まれ育ち、小樽洋画研究所で学んでから上京、日展を中心に活躍した風景画家です。鮮やかな色彩とスケールの大きな風景画で人気を博しました。

文部大臣賞、芸術院賞を受賞し、道外では東京国立近代美術館、長野県信濃美術館に作品が買い上げられています。

活動拠点は東京でしたが、心は常に小樽にあり、毎年帰省して制作していました。

故郷小樽の風景が代表作で、それが市民の誇りとなり、市民会館のどんちよう原画でもおなじみとなっています。

北海道画壇へ与えた影響も大きく、多くの後輩画家を育て中央に送り出しました。

小樽の風景を明るく大らかに表現したその魅力は、普遍の感動を与えるものと思っております。

○佐々木委員

本当に小樽を代表するどころではなくて、日本を代表する風景画家だということで、私も一度若いときに砂留の踏切の上のところで、座ってお描きになっていた姿を一度だけ見た記憶がございます。

それで、本当にこの方の願意もわかるころなのですけれども、先ほどのお話の中に、収蔵数が出ておりました。計302点の油彩97点。これを年3回展示がえをすると、ちょうど1サイクルで大体見られるということになるのでし

ようか。

○（教育）美術館副館長

1 サイクルで全て見るというのではなく、ほかの市町村とか、他の施設にも貸し出しをする。そして、多くの方にまた見ていただく機会を設けるために、ちょうど今収蔵している油彩の97点というのは、年間を通してちょうどいいサイクルになるかと思われるところであります。

○佐々木委員

それで、今の中村善策記念ホールで展示していることの、何か問題点とか課題とかというのは、現状であるのでしょうか。

○（教育）美術館副館長

現時点での、中村善策記念ホールでの問題点、課題点といたしましては、スペースが足りないということ。それを広げるためには、相当な改修費が見込まれること。また、美術館の建物自体が昭和26年の建築で、非常に老朽化しており、照明設備の劣化、空調設備がないといったことが問題点、課題として挙げられます。

○佐々木委員

お聞きすると、本当に何とかしたいなという気はするのですが、なかなか現状では厳しいだろうということです。

一方で、求められている独立した美術館設立のメリット、デメリットについては、いかがでしょうか。

○（教育）美術館副館長

メリットといたしましては、先ほどの広さや老朽化を解決した新たな環境のもとで、陳情にもありますように、多くの作品を一堂に鑑賞することができることかと思えます。

デメリットといたしましては、所蔵作品全てを展示することは、作品の損傷を早めることにもつながりますし、先ほども申し上げましたが、他の施設への貸し出しもできなくなってしまうということが挙げられます。

また、新たな美術館の設立につきましては、建設費用、学芸員の配置や他の人件費、維持管理費と多大な経費を要することが考えられます。

○佐々木委員

私たち議員から言うと、こういう場合、例えばこのような方法はどうかというので思いつくのは、例えば閉校になった学校施設を使って、そういうところでできないのかなということを考えるのですが、そうしたことを例えばやろうとしたときに、例えばどのようなことを考える必要があるでしょうか。可能でしょうかね。

○（教育）美術館副館長

絵画の展示につきましては、完全遮光し、照度や温湿度を一定に保つ必要があること。また、絵の価値に合わせた展示場所や所蔵場所を設置するとなると、閉校後の学校施設では、現状では適したものではないと思えます。

大規模な改修をまた要することでもありますし、美術館として運営していくに当たって、また、中村善策氏を専門に調査研究をする学芸員の配置や、他の人員配置、維持管理経費についても、考えていく必要が出てくるかと思われま。

○佐々木委員

最後の質問になりますけれども、率直なところ、中村善策美術館の独立設置については、どうお考えになりますか。

○（教育）美術館副館長

市立小樽美術館に行けば、小樽ゆかりのいろいろな作家の作品が見られるということが当館の持ち味であり、また各フロアに見ごたえのあるものがあって、イベントとあわせて楽しめる傾向が高まっております。

いろいろな分野との複合化で感性を刺激し、集客している状況が成立しているのです。中村善策氏だけを切り取っ

て独立していくのは、館の運営としては効果的ではないと考えております。

○佐々木委員

お答えをもとに、判断させていただきたいと思います。この質問を終わりました、2 点目に入らせてもらいます。

◎広報広聴課が保管する写真のネガの扱いについて

広報広聴課が保管する写真のネガの扱いについて、伺います。

以前、2013年の第3回定例会で、これについて質問をさせていただきました。広報用に撮られた写真が、推定10万枚から15万枚、市の行事や学校の様子などについて写した写真が保管をされています。昭和26年から昭和の終わりぐらいまでのもので、フィルムで撮られたものがそのまま眠っているという状況ですが、その眠っている場所が少々問題で、本館4階の書庫のキャビネット、それから段ボールに入れられて、そのまま置かれているという状況で、私は保存環境としては少し問題あるなど、何とかしてほしいということで、リスト化、それからデジタル化を何とか進めてもらえないだろうかということで質問させていただきました。

それから、もう4年がたっています。これまでの間、写真ネガの保管にまず問題はなかったのかどうか。お聞きします。

○（総務）広報広聴課長

委員が御指摘のとおり、これまで広報誌ですとか雑誌、そういったものに掲載するに際しまして、広報広聴課が保管しております写真ネガについて使用してきたところなのですが、これまでのところ、特段の問題、ふぐあい等はございませんでした。

○佐々木委員

よかったです。

それで、このたび、これらについて動きがあるというふうにお聞きしました。その動きの内容について、報告をお願いしたいのですが。

○（総務）広報広聴課長

広報広聴課で保管しております写真ネガにつきまして、スキャナー等で取り込みをいたしまして、デジタルデータ化します。このものを公開前提としまして、総合博物館で保管や活用をすることを考えております。

ただ、数量がかなりの点数になるものですから、一遍に博物館にということにはなりませんので、受け入れの可能な状況を見ながら、古いものから順番に作業を進めてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

その年数がどれぐらいかかるのかというところの想定はありますか。

○（総務）広報広聴課長

佐々木委員からおっしゃられたとおり、保管状況が決して胸を張れた状況ではございませんので、なるべく早くに終了させたいという思いは持っておりますけれども、数量が何分多いものですから、大変恐縮なのですが、現時点では作業年数、そういったものはお示しすることができないという状況でございます。

○佐々木委員

できるだけ早くといっても、資料が非常にもろくなっている可能性もありますので、大事に扱っていただきたいとお願いをいたします。

そもそも、私がお願いしてから4年がたって、今なぜ、やっていただけることになったのか、動機について御説明ください。

○（総務）広報広聴課長

写真ネガにつきましては、広報広聴課のほか図書館ですとか総合博物館、そういったところにも保有されているように聞いてございます。

当然、保管状況もさることながら、資料の散逸、こういったものも課題となっております、どこか1カ所に集約していこうという考え方は持っております、検討は進めてきたというところでございます。

ただ、このたび、歴史文化基本構想ですとか、日本遺産認定を目指すといった動きもありますものですから、総合博物館で受け入れをしていただきまして、活用していただくことがいいのではないかとということで判断したところでございます。

○佐々木委員

歴史文化基本構想や日本遺産について、絡めてこれが扱われることになったのは非常にうれしいと思います。

さて、総合博物館では、この写真、ネガフィルムの価値を、どのように抑えているのか。御説明をいただきたいと思えます。

○（教育）総合博物館副館長

広報広聴課で保管しておりますネガにつきましては、内容的に少し行政的なものに偏っているという傾向はありますが、撮影された日時や場所、内容などがネガに記録されております。その時代を記録した大変有用な資料であるというふうに考えております。

また、撮影された年代が、当館で保管している資料では比較的少ない年代でありましたので、その部分を補う上でも大変貴重な資料だというふうに考えております。

○佐々木委員

そうなのですよね。全部ネガを紙袋に全部入れて保管して、そこの袋の表書きに撮った年月日と、それからその行事が何なのかということまで全部書かれているので、あれは本当にその意味では資料として一級のものだなというふうに私も思っておりました。

そのデジタル化をされた後、デジタルのあれは映像として、画像として残りますけれども、その写真ネガの保管等についてはどのようになるのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

デジタル化が完了したものににつきましては、順次、従来どおりほかの写真資料と同様に、当館の収蔵場所に別途保管を考えております。

○佐々木委員

万が一のこともありますので、保管も厳重にお願いしたいと思います。

いわゆる、こういうデジタル化された写真、その他のものをデジタルアーカイブス、小樽市でも小樽のデジタルアーカイブスと呼んでいますけれども、その目的というのは、知的な資産をデジタル化して後世まで活用できるように、蓄積、保存することと、特にインターネット上で電子情報として共有・利用する仕組みというのをつくっていく、利用法についても二つの役割、両面があるというふうになってはいますが、小樽市総合博物館別館で蓄積されたもの、保存されたもの、そして設置されたパソコンで閲覧できるようになっているのですが、もう一つのネット上での共有・利用というのは、今後の活用方法についてどのようなお考えなのかお示してください。

○（教育）総合博物館副館長

総合博物館で収蔵されている写真等をデジタル化したものを、委員がおっしゃるように博物館のパソコンで検索、閲覧ができるようになっております。

また、御利用者の御希望で、プリントアウトのサービスなども行っております。

ただ、そのデジタルアーカイブのネット上での公開というのはまだ行っておりません。

その理由といたしましては、既にデジタルアーカイブを我々の持っている写真で進めておまして、現在、既に2万点以上のデータがありまして、これを市のホームページに簡単に掲載することができないような状況があります。

また、データ化したものにおきまして、著作権が存在しているものがございまして、当館の判断だけでは公開できないというような問題もあります。

さらに、ネット上で公開した場合は、許可なしに複製等がされてしまうという、そんな危険性もあるというふうに考えております。

現在、当館のデジタルアーカイブを利用される場合、その多くが、当館の学芸員が介在しまして、どのような写真が必要なのかということをお聞きして、その目的の写真をお探ししてあげるといったようなことで、これも博物館のレファレンス業務の大きな一つということになっております。

ただ、そういうネットでの利用の希望というのも、今の世の中の流れかなというふうには思いますので、今度、どのように公開できるかというようなことにつきましては、調査研究を進めたいなというふうに考えております。

○佐々木委員

慎重に進めていただきたいなと思います。

その一方で、そのアーカイブのデータをどのように保存しているのかということところが少し気になるのですが、やはり侵入等の安全対策だとか、それから万が一のためにデータのバックアップだとか、さらに技術がどんどんコンピューターの技術は進んでいってしまうので、何か接続したり、いろいろな機材をあれするとかという技術が進んで置いていかれてしまうというようなこともあるのですけれども、そういう部分への対応はどのようになっていますか。

○（教育）総合博物館副館長

デジタルアーカイブのデータの保存方法ですけれども、現在、パソコンに保管したものを4台のハードディスクに、コピーを4台つくって保存しております。

それぞれのパソコンも別々のネットワークに接続しておりますし、そのうちの1台は、全くパソコンから離して、ハードディスク単体で保管するというをとっております。

また、保存形式も、世界的に非常に利用されているデータベースソフトの形式を使っておりますので、今後も有効的に利用できるというふうに考えております。

○佐々木委員

考えられる安全対策はされているということなので、少し安心いたしました。

広報広聴課にまたお聞きしますけれども、現在、広報をつくるのに撮影している写真、これは全部デジタルデータだと思うのですが、それはどのように保存されているのか。同様の心配がありますものですから、今から50年、100年たてば、今の写真もやはり貴重な資料になると思うものですから、どのように保管されているのかお聞かせください。

○（総務）広報広聴課長

広報広聴課の写真につきましては、平成13年か14年ごろからデジタルデータに移行しているということになってございます。

現状におきましては、サーバーで保管しているところがございますけれども、バックアップとしまして、DVDとかに保存しているというような状況でございます。

○佐々木委員

DVDは結構もたないのですよね、たしか。30年とかそれぐらいだったと思いますので、保管方法については、また考えていただきたいなと思います。

今、お話ししてきて、デジタルアーカイブスも、私もつい最近利用させていただきまして、朝里・新光地区の昔の写真をその中からプリントさせていただいて、それを地域の会合とかで張って展示したら、非常に好評でした、昔の様子を思い出されたのでしょうか。

やはりそういう部分では、広報広聴課の写真を初め、非常に利用価値があると思いますので、ぜひその活用方法も含めて、今後も御検討いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

◎新・市民プール建設表明について

続いて、3点目。新・市民プール建設表明について、伺います。

私たちの会派も、新・市民プール建設の陳情には賛成しておりますので、建設する自体に反対するものでも何でもないのですけれども、本当にまたこの早い時期に、建築の基本方針等を早く示すようにということで、促してもまいりました。

その上で今回出てきたその方向性ということなのですが、出てきた方向性について、今度、議会としては、やはりその考え方が現状で本当に現実性があるのか、妥当性があるのかということについて、今、これからの質問を通して、今度は議論をする必要があるだろうというふうに思って質問をさせていただきます。

示された考えというのは、まとめると、プールと総合体育館の複合施設となること。それから、場所は花園グラウンド。以上の2点でよかったですでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

市として示した考え方につきましては、委員がおっしゃるとおりでございます。

○佐々木委員

そこでお聞きするのですが、これを提案されるに当たっては、しっかりとした根拠を持つてのことだと思います。「市内の新市民プール整備検討会議で議論を重ねた結果」とありますので、市内でしっかりと議論をされ、これは共有されている案だということによろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

このたび報告させていただきました方向性につきましては、平成28年2月に新・市民プール整備検討会議を立ち上げまして、検討を開始して以降、本年度の他都市の視察結果も踏まえながら計6回議論しまして、引き続き検討が必要な課題はあるのですが、現時点のよりよい選択肢として、市内で共有された案と認識しております。

○佐々木委員

その中で、複合施設ということで、総合体育館との複合施設だということなのですが、この総合体育館について、10月2日に市民意見交換会が開かれています。

この場ではどのような意見が出ていましたか。

○（教育）生涯スポーツ課長

10月2日に開催いたしました総合体育館での市民意見交換会におきまして、いただいた主な御意見ですが、まず現状の課題といたしまして、管内の老朽化、特にトイレの劣化がひどく、使用不能になっているものが多いということ。また、駐車場の問題ですが、駐車場が現状で非常に少ない。こういった御意見をいただいております。

また、将来のあり方といたしまして、施設の規模は現状を維持してほしいといった御意見。それから、施設が老朽化しておりますので、建てかえや改修などについて、その方針を早く示してほしい、そういった御意見をいただいたところです。

○佐々木委員

この総合体育館建てかえによる複合施設ということは、総合管理計画の中に位置づけられているのでしょうか。もしくは、今後位置づけられる事業ということでしょうか。

○（財政）徳満主幹

総合管理計画は、100平方メートル未満の小さい建物とか歴史的建造物を除く全ての施設を対象にしておりますので、総合管理計画には位置づけられているというふうには考えております。

あと、総合管理計画の方針では、新設や建てかえなど新たに整備する施設については、複合化施設にすることを

視野に入れて検討するとありますので、こういう方針に基づいた結果だというふうに考えております。

○佐々木委員

その個別管理計画で、総合体育館については建てかえだという結論はもう出ているということでしょうか。

○（財政）徳満主幹

この委員会でもスケジュールは説明していますとおり、個別施設計画というのは今年度から始めて、平成32年度までの策定を目指しているものでございます。

個別施設計画のスケジュールで言えば、1年少々かけて施設の統合、複合化の再編案の案を考えまして、31年度には市民意見交換会をくぐって、その案を固めたいと。32年度には、長寿命化計画等も含めた保全計画を含めて、全体的として個別施設計画をつくろうと思っておりますので、最終的には具体の表現をすれば、個別施設計画の中においては32年度というような形になろうかと思えます。

○佐々木委員

プールは、この中には載っていないということで、ということは、総合体育館のことだけはその中に載っていて、これだけが何か突出して前にぼんと出てくると、今回示されるということについては、何か不自然だというようなことにはなりませんか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

このたび、プールの整備検討会議の中で、プールを建設するとした場合に、公共施設等総合管理計画で複合も視野に入れて検討しなさいというお話が掲載されておまして、その中で現在の総合体育館の耐震性ですとか、老朽化が進んでいる状況で、そう遠くないうちに大規模な改修や建てかえが必要であることというのと、また、他都市での視察におきましても、同じ社会体育施設を複合とすることによって、プールとトレーニング室ですとか、体育館の総合利用が図られておまして、市民の健康増進ですとか、子供たちの体力向上に大きく寄与する施設となるのではないかとというふうに考えたことから、総合体育館との複合を考えたところです。

○佐々木委員

何かもう話が決まっているようなあれなのですけども、例えば、体育館は確かに震度6強で崩壊の危険性の高い建物ということになってはいますけれども、この総合体育館を、学校がやっているように耐震の補強改築とかということは無理なのだと、建て直すしかないのだという結論というのはもう出ているのでしょうか。そういう検討はしたのでしょうか。

○（財政）徳満主幹

総合体育館耐震改修については、詳細な耐震改修をやろうとする設計をされておきませんので、細かな費用の積算はしていないという現状でございます。

そういう状況から、改修では無理だろうという結論が出ているものではありませんけれども、先ほど生涯スポーツ課長が言ったように、体育館の現状というのは、かなり水回りだとかボイラーだとかの設備の老朽化も激しくて、相当大きな費用をかけて改修しなければ、今後の市民サービスを維持できないような施設ではないかというふうには考えているところでございます。

○佐々木委員

総合管理計画の中にもあったと思うのですが、やはりその後の財政的な面から言って、建てかえばかりでは全部この中にはできないのだと。やはりそういう改築、改修、その他も含めてこれを考えないと、とてもではないけれども財政面での圧縮ができないぞというような中身でたしか書いてあったと思うのですけれども、それには当てはまるとは考えないということですね。

○（財政）徳満主幹

個別施設計画をつくる上では、最終的な形としては複合化した新設、改修して複合化するだとか、単独で残すと

か、いろいろな手法を考えて、お金の平準化も考えて個別施設計画をつくろうと思っておりますので、いろいろな選択肢があるのだらうというふうに考えているところでございます。

あと、先ほど言ったように、総合体育館というのは、かなりの改修でいこうとしたときのお金の部分というのが、かなりかかって、そのお金をかけたときの耐用年数がどうなのかというようなことも考えていかなければならないのだらうと。

いろいろな案がある中で、公約なり、全会一致で採択されたプールという部分の複合化の対象として、総合体育館を選択してやられるということが、考えようとしている個別施設計画に反している部分ではないというふうには考えています。

○佐々木委員

そこまではいいです。

これからお聞きすることは、公共施設建設を進めようとするときの本当にごく基本的なことだと思っておりますけれども、建設に進むという判断の具体的な根拠を示していただきたくてお聞きをします。

例えば、今度つくる複合施設は、どのような施設設備を想定しているのでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

現時点では、施設規模ですとか、設備、また財源、整備手法など、引き続き検討が必要な問題がありまして、着工ですとか、完成ですとかにつきましては、明確なスケジュールはまだ定まっていない状況です。

○佐々木委員

次に聞こうと思ったことまでお答えいただき、ありがとうございます。

当然、厳しい財政状況の中で示されているのだから、これは大まかな建設費用だとか、維持管理のランニングコストだとか、そういう点はどうですか。どの程度考えておられますか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

これまで検討会議の中で検討した中では、他都市におけるプールですとか体育館の建設費、またはランニングコストの調査はしているのですが、これらにつきましては、実際の複合施設の規模や設備、機能によりまして大きく変わるものと考えられますので、今後、引き続き検討を進める中でお示ししていけるものだと考えております。

○佐々木委員

この建設、維持管理が、小樽市財政に及ぼす影響について説明してください。

○（総務）企画政策室尾作主幹

新しい施設の規模や機能、今、申し上げましたとおり、今は定まっていないものですから、本市財政に及ぼす影響がどの程度となるかというのは、現時点ではお答えできない状況なのですが、建設には多額の費用が必要となります。また、その財源の主なものは市債となることが想定されますので、その償還に耐え得る財政状況にあるのかどうかというのを留意しながら、建設時期につきましては検討する必要があるというふうに考えております。

○佐々木委員

こういうのを検討して、建設時期を検討するのですね。時期だけ検討するのですね。

○（総務）企画政策室尾作主幹

時期の前に、新しい施設の規模ですとか機能、その財源というのを検討した中で、そういうスケジュールというのが見えてくるというふうに考えております。

○佐々木委員

複合施設とすることの優位性を、単独でそれぞれの建物を建設したときと比較して示してください。

○（総務）企画政策室尾作主幹

複合施設とすることの優位性についてなのですが、プールと体育館をそれぞれ単独で建設した場合と比べまして、社会体育施設同士の複合によります利用者の利用施設への利便性が高まるということが期待されることもありますし、先ほど言いました老朽化した設備とかがありますので、設備や機能を共有するというメリットが図られると考えております。

○佐々木委員

複合化することで、費用的な、具体的にはどれぐらいの費用的な削減というのですか、効果があるのですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

現時点では、施設の規模ですとか設備が決まっておりませんので、費用的な面につきましては、まだ詳細についてはお示しできません。

○佐々木委員

というふうに今、お聞きしていますけれども、非常に具体性がない。

きっと、昔だったら今ので、「方向性決めました」、「お金はどこから持ってくるのだ」、「こういうことはどうやってやればいいのだ」というので、それでいいのだと思うのですよ。だけれども、今、この御時世ですよ。小樽の財政がこういう状態ですよ。それで、そこどころが全く具体性もない、根拠もないのに、「本当にこれでやります」、「あそこに建てます」と言ってしまっているのですかね。

その辺について、市長はどう思われます。本当にこのままで大丈夫ですか。

市長、これをもし「建てます」と言ってしまって、今、具体的に示されなかった部分が、いよいよ検討していきましました。そうすると、あれあれ大変だということになったときに、この方向性については、撤回ということもあり得るというふうに思っているのですか。

○市長

このたびお示ししたことを、初めから撤回のことを想定してこのたびの方向性を示したわけではありませぬので、そのようにならないようにしたいという思いは持っているところでございます。

ただ、このたびも、庁内における、先ほどお話しさせていただきました市民プール整備検討会議、この中で議論を重ねて、やはり今までも皆様にお話しさせていただいたように、やはり場所と施設形態、これを示していかなければ、議論としてもなかなか成り立たないということもあったというふうに思っておりますので、まずはこの2点を皆様にお示しをするところから始めなければならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今後において、今、財源等も含めて、残念ながらまだお示しできていないところではございますが、これから皆様と議論を重ねながら、基本構想等に入っていくとは思いますが、それらについて、いろいろ御提案とかをいただいて、先々においてそのような流れをしっかりとつくっていきけるようにしていきたいと思っております。

○佐々木委員

そのお考えは結構なのですが、私は、だから最初のときに聞いたのですよ。これは庁内で共有されているのですねと。

共有されて6回も会議を開きました。開いた結果、今みたいなことを私は聞いて、心配なところを聞いても、具体的なことは一つもありません。

きっと一生懸命お話しはされたと思うのですが、ここに出てきたきょう報告のあった中身を見ても、私は、議論の検討会議の中身はたくさん候補があります。そこからできない条件に従って、これは削っていっただけで、最終的に残ったものがこれでしたという話、議論なのではないですか。

それであれば、引き算の中から結局生まれてきたものというのは、それがベストとはとても言えるような案では

ないのですよ、そういう議論の中から生まれたものは。やはり全庁そろって、「よし、これならいける。めども立った、財政的にも何とかなるのではないか」、そういうところをきちんと決めてからやるのが、私は今こういうことをやる時のやり方だというふうに思うのですが、本当に、今、このまま、「これをやりますよ」と言ってしまって、結局、辛うじてプールはできました。しかし、維持管理はできませんでした。建ってから何年かして、営業できなくなりましたよと、そういうところはほかのプールでなくても、ほかの自治体でたくさん聞く話ではないですか。

ですからこそ、今、きちんとしたそのめどを立てた上で、本当に庁内検討会議の中でそれぞれのところで「よし、いけます」ということの総合でもってきちんと私は出してほしいと思いますが、本当にそういう部分では、これは本当に今のままでは、私はオーケーと言うことはできない。市長にはもう一回その辺のことも考えた上で、御再考を願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長

議論は、やはりこれからも積み重ねていかなければならないというふうに思っているところではございます。

その中で、このたびは施設形態とあとは場所ということで、お示しをさせていただいたところではございます。

今後において、当然、これを実現に至るように、また皆様に対しまして、これを進めていくに当たって、これだったら大丈夫だということのをこれからの間においてお示しできるように、努力をしていきたいなと思うところではございます。

○佐々木委員

本当に、これを進めていращやる、これを本当に希望していращやる市民の方が大勢いる。だから、私たちもそれを建てるということについての陳情は、私たちもそのことについては本当に同じ思いであるということでも表明をさせてもらっていますけれども、その人たちの思いをぬか喜びとか、何か本当にもてあそぶことになるということにならないような判断をきちんとしていただけるように、この問題についてはお願いをいたします。

◎小樽市民会議100について

最後に、小樽市民会議100について、お伺いをします。

次期小樽市総合計画策定の基本方針で示されている策定スケジュールが、きょうの報告で修正が示されました。基本構想原案作成審議会の諮問等で、市民意見の反映が何点かあったと思うのですが、その反映については、このスケジュールの変更は影響を与えませんか。大丈夫でしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

このたびの次期総合計画の策定スケジュールにおける市民意見の聴取でございますけれども、平成28年度の市民等アンケート調査、そして今年度の子ども会議、そしてこの小樽市民会議100ということで実施しまして、これからこれらの意見も市民意見、意向を踏まえまして、今、作成作業に着手したところでございますので、市民意見の反映、聴取ということに関しましては、スケジュール変更の影響はございません。

○佐々木委員

そうであれば、安心して話をさせていただきますが。

小樽市民会議100、この会議の目的というのは、次期総合計画策定に向けた市民意見を聞く場ということですが、私も2回目と4回目と5回目を見せていただきました。

参加した市民の活発なワークショップが展開されておりました。六つのテーマに分かれて、本当にそれぞれのテーマの中で、幅広い市民層が参加をされていたと思います。

それから、市の企画政策室の皆さんでしょうか。分かれたワークショップの中で、司会等を進められている様子というのは、非常に皆さんの話をリードしていくという部分では非常に力も感じさせていただきました。

それで、10月21日までに全5回が終了しました。それで、これまでの概要について、ざっとでよろしいので、御

説明願います。

○（総務）企画政策室品川主幹

この小樽市民会議100は、参加者同士によるグループワークを中心に行いました。

そのグループワークにおきましては、第1回は現状把握として小樽のいいところ、悪いところの形で整理しまして、第2回はこれを踏まえて、10年後こんな小樽にしたいというテーマで、目指すまちの姿についての意見を出しました。

第3回は、第2回の意見のうち、関心の高かったテーマについて、それを実現するための取り組みについて話し合い、第4回ではさらにテーマを絞り込んで、それをアクションプランという形にして掘り下げていきました。

第5回、最終回では、このアクションプランを仕上げて発表し、市長から講評を行いました。

○佐々木委員

参加者数と、それから年齢、それから構成ですね。男女別とか、地域別とか、その辺のところについて、どうでしたでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

参加者数ですけれども、第1回は79名、第2回は60名、第3回53名、第4回45名、第5回は39名が参加しました。構成につきましては、第1回の参加者で申しますと、年代別で30代以下が21%、四、五十歳代が18%、60歳代以上61%。

男女別では、男性66%、女性が34%。

地域別では、北西部地区の方が18%、中部地区の方が55%、東南部地区の方が17%、その他、これは札幌からの通勤通学者等でありますけれども、10%となっております。

第2回以降も構成はおおむね同様でした。

○佐々木委員

だんだん参加者の人数が減少しているのが少し残念なところですが、その要因と、その減少の結果、出てきた結論に影響はなかったのかどうか。その辺のところをお願いします。

○（総務）企画政策室品川主幹

このようなワークショップでは、他市の事例を見ましても、回を重ねるごとに減少する傾向にはありますけれども、その減少していった要因としては、推測なのですが、参加しやすさを重視して、特段厳しい要件を設けなかったこと。そのため、申し込んだものの都合が悪くなったですとか、1回か2回参加して、それで満足した方。または、だんだん意見が発散から収束に向かっていく中で、意見が合わないと感じて来られなくなった方もいたのではないかというふうに考えられます。

減少による結果への影響につきましては、各グループでグループワークに必要な人数、出席がありまして、全グループでアクションプランという形で意見をまとめた。当初の目的は果たしましたので、結果について特段の影響はなかったものと考えております。

○佐々木委員

私もお話を聞いて、経過を見ていきますと、減ってきたことが、何となく逆に話が凝縮したというか、収れんしていくというか、そういう印象もありましたので、影響はないのかなというふうには私も感じていました。

市民会議100の100は、100名の100だという説明だったのですが、最後は39名ということになってしまいましたけれども、解説をされたり、アドバイザー役の瀬戸口教授からは、「100の意味を100名と捉えないほうがいいだよ」と。小樽市のこれからの100年だと、それからこれからの100歳という意味で捉えようというお話もありましたが、その辺のところについては、企画政策室はどのように受けとめていらっしゃいますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

この会議名の100の意味なのですけれども、第3回、第4回に来ていただきました北海道大学大学院の瀬戸口教授に来ていただいたときには、第3回、第4回は既に100名を大きく下回る参加者数でしたので、そういった部分のフォローの意味も込めて、100名というよりは100年、100歳ではないかという話をしていただいたのかなと記憶していますが、実は100年については、次期総合計画の期間中に市政100年を迎えるということから、ネーミングの際にこうした視点も実は持っていたところですよ。

もう一つ、100歳まで住み続けられるまちづくりというお話もありましたけれども、これは最初から意図していたわけではありませんが、高齢化が進行している本市においては、重要な課題の一つかと思っておりますので、こうした視点も持って、今後、計画策定に当たりたいと考えております。

○佐々木委員

集約された主な意見、それから特徴的な意見を紹介していただきたいのと、そのことを最後、どのように総合計画の中に具体的に落とし込んでいくのか。聞いたことを反映していきますとかという抽象的な表現以上に、何か少し具体的に、例えばこういうものはこういう形でというようなことまで含んで御説明していただければうれしいのですが、説明をお願いします。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、会議の中で出された主な意見なのですけれども、特徴的な意見としましては、第1回の現状把握においては、全体的な傾向として、観光ですとか雇用、経済、除排雪、子育て環境、自然を生かしたまちづくりといったものに対する関心が高く、交通では便利だという意見、不便だという意見、両方多く出されたというのが特徴的だったかなと思っております。

第2回から第5回にかけて、目指すまちの姿とそれに向けた取り組み案を考えたのですけれども、その中ではまず例示しますと、歴史的建造物の活用策というテーマに対して、取り組み案としては、歴史的建造物で子供、若者が楽しめるイベントを実施ですとか、高齢者が安心して暮らせる環境づくりというテーマに対しては、冬に集まれる場所をつくり、健康的な食事をみんなで一緒に。また、市民全体で子育てするまちづくりとしまして、子育て支援のために多目的に使える託児つきの多目的交流スペースをアクセスのよい場所に設置してほしい、こういった意見がございました。

今、報告書を作成中ですので、できましたら、この辺も皆様にお示ししたいと考えております。

そして、これをどのように次期総合計画の中に落とし込んでいるのかというお話でございましたけれども、現在、基本構想の素案の作成に着手したばかりの段階でして、今、具体的にどう落とし込まれているのかというのをお示しできる状態にはないのですが、まずは今年度作成する基本構想の素案において、例えば会議の中で行って、投票などで参加者の中での重要度、そういったものも出してみたのですけれども、こういった重要度が高いとされた意見などについて、施策の目指す姿ですとか、それを実現するための方向性などに反映していくことを、まずは検討したいと思っております。

そして、来年度、基本計画の策定において、後半に出された具体的なアイデアについて、取り入れていくことを検討していきたいと考えております。

○佐々木委員

これで最後にさせていただきます。

ぜひ、子ども会議の中学生から聞いたのも同様に扱って、中に取り入れていただきたいということを要望したいと思います。

最後に市長に一つだけ、苦言を呈しますけれども、これの私が最後に行ったときに、最終回、市長はこの市民の皆さんの発表を聞いていましたよね。あのとき、市長は覚えていますか。市長は椅子に座って、足を組んで、始終

ずっと話を聞く。それも、かなり椅子に浅く座って、少々踏ん反り返りぎみに座っていましたよ。もしあれでしたら、私が後で写真をお届けしますけれども。

私、多分、どこかで市長に一度言ったことがありますが、小学生を前にして話を聞くときに、学校の教員は絶対に足を組んで子供の話を聞かない。どうしてかという、児童に対して、非常に威圧的に見える。これは見下して見えるのだ。そういうのはよくないよということで、一度小学校に行かれたときの様子を見たときにお話ししたと思うのだけれども、これは多分、市長は無意識になっているのだと思うのですが、こういう場で市民の皆さんの話を聞くときに、足を組んで聞くということは、以後、十分気をつけられたほうがよろしいと思います。

以上、そういうことで、もし市長、何かそのことについてあれば。

○市長

まず、この総合計画に向けた取り組みにおきまして、さまざまなアドバイスや御提言をいただきましたので、ありがとうございます。これがしっかりこれから、総合計画審議会が始まりますけれども、今まで取り組んだことが反映できるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、それについては本当にありがとうございます。

それで今、今の御指摘の件でございますけれども、おっしゃるように、先日、別な場面で御指摘をいただいて、私も無意識で行ったこともありまして、非常に意識をしていたところでございます。

その後においても行わないように、特に子供たちの前においては、おっしゃるように子供たちに対しての影響も含めて意識していたところでございますが、今、改めて御指摘を受け、私は机がない中でメモをとるときも、やはりそのように無意識でやっていたようです。

ですので、今後においては、私自身が威圧感を与えたくて行っていたわけではありませんけれども、そのような誤解を与えかねないということもあると思っておりますので、その御提言、アドバイスに対して、真摯に受けて、そのようなことがないように、私なりに努力していきたいなと思うところでございます。ありがとうございます。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

安齋哲也委員に移します。

○安齋委員

市長に出席要求させていただきました。「暴行された」と言って、傍聴した市民を公務執行妨害で逮捕されるというぐらい強い暴行を受けたというのに、随分平気な顔で立ったり座ったりするのだというのが感想でございます。

では、質問に入らせていただきます。

◎新・市民プールについて

まず、新・市民プールについて、佐々木委員が質問していましたので、気になる点を質問させていただきます。

まず、花園グラウンドにする、交換するということなので、では、花園グラウンドはどうなるのだというのが疑問に出てきますので、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○（総務）企画政策室尾作主幹

今回、お示ししました方向性の中の花園グラウンドの現体育館の位置と花園グラウンドを交換するということにつきましては、検討会議の中で検討する中で、現体育館の位置にもし建てかえをした場合には、避難所としての機能継続が難しくなるということで、まずは新しい体育館を今のグラウンドに建てて、建て終わった後に今の体育館を壊して、そこにグラウンドを整備したらどうかという案になったところでございます。

○安齋委員

数字のことを聞かないつもりでいたのですけれども、お聞かせいただきたいのは、花園グラウンドのところに建

てて、花園グラウンドの一面に全部建てるということなのですか。そうしたら、体育館は何平方メートルあって、そこに今の花園グラウンドがもつのかということを知りたい。

○（総務）企画政策室尾作主幹

検討の中では、花園グラウンドの一番端っこに新しい体育館なり、プールの複合施設を建てて、その後に壊す形はどうかという話なのですが、その後の整備の中で、今の体育館の裏手はのり面になっているところもありますので、そこを整備する必要が出てくるのではないかと。

また、それを整備したとしても、プールと体育館の複合施設の規模によるのですが、グラウンドがどの程度整備されるのかというのは、今後、また検討が必要で、大きな課題だというふうに考えております。

○安齋委員

先ほど市長が、佐々木委員への答弁の中で、基本構想というようなことをお話していましたが、今後は基本構想をつくっていくのか、それとも基本計画にしていくのか、その点の考え方を改めてお聞かせください。

○（総務）企画政策室尾作主幹

今回、お示ししましたのは方向性が出た後に、改めていろいろな課題を解決していく必要があると思います。

例えば、その施設の規模ですとか、設備ですとか、大まかなスケジュールですとか、そのようなものを固めるための検討の費用というのが、恐らく必要になってくるのではないかなというふうに考えておりますが、まだ新年度予算の詳細については詰め切れておりませんので、また今後、予算編成の中で示していくものと考えております。

○安齋委員

あと、この方向性の中で気になるのが、2、3の複合の部分で、体育館以外の複合可能性のある施設、所管部とは未協議と書いているのですが、未協議なのに、花園グラウンドで総合利用が期待できるから、花園グラウンドに決めてしまったということなのですか。

これはなぜ未協議のままなのでしょう。

○（総務）企画政策室尾作主幹

これまでの6回の会議の中では、公共施設の総合管理計画の中の老朽化施設というのは体育館のほかにもたくさんありまして、一覧はあるのですが、並べることはできるのですが、この中で建設場所をこのように3カ所に絞った中で、総合体育館が現状で入る同じ規模と想定しますと、入るのは花園グラウンドだろうと。

もし、緑小学校の用地に複合施設を建てた場合には、体育館は少し難しい。そのときには、他の公共施設を考えなければならないのですが、その他の公共施設の所管課とは、この時点ではまだ未協議だったということで書いております。

○（財政）徳満主幹

プールと複合化という意味での協議はしていないということではありますけれども、公共施設等総合管理計画をこれから進めるという上での将来のあり方については、各課で将来のあり方は検討していますし、我々、総合管理計画を進めようという立場からすると、体育館のみならず、より多くの施設を複合化して、もし、起債ということになれば、今、有利な起債も示されておりまして、そういう意味では多くの施設を複合化して、総床面積が減少するというような要件もありますので、そういうことを目指すべきではないかということも発言させていただいた中で、そういう表現になっているということで、全く何も原課とは、何も全く聞いていないのにこんなことを示されたということではないというふうには理解しています。

○安齋委員

それを聞いてうれしかったのは、私としては市民会館とか、ほかにも建てかえなければいけない公共施設があるので、この市民プールの建設に当たって複合施設は、ただの体育館とプールをつくり出すというのではなくて、全庁的にオーソライズした複合施設にして、市民の運動のほかにも利用価値のある施設を検討してほしいなど

というのが私の希望でございますので、これだけに固執して、ただ公約を達成するためにプールと体育施設をつくったという安直なものにしないようにしてほしいと思います。

◎議案第 6 号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案について

次に、組織改革について伺います。

まず、組織改革ですけれども、市長に伺いますが、なぜ、まずそもそも、各部局からのボトムアップを選んだのかを聞かせてください。

市長に聞いています。市長が決定したから。

○（総務）組織改革担当次長

そもそもボトムアップにした理由ですけれども、何回か代表質問等で答えている部分もあるかと思うのですが、前回の組織改革から10年経過したと……

（「それはもう何回も聞いたからいいです。市長に何でボトムアップを選んだかを聞いているので、市長に答えさせてください」と呼ぶ者あり）

少し端折りながらやっていきますと、そういう意味では、各部大変な状況になっている中で、各部から組織改革に対する意見を、まず広く聞いてくれと、風呂敷を広げてくれということで、その意見をいただいた中でどうしたらいいかということ次の段階にしよう。ですから、各部で自分の部のことを言ってもいいし、違う部のことも意見があれば出してくださいという形でのボトムアップという言い方をしています。

（「だから、なぜ選んだのか、市長が」と呼ぶ者あり）

○市長

今、担当次長が答弁したとおりであるのですが、私自身も組織改革をして、年度がたって、その市役所内において、その業務における影響であったり、または前にもお話ししましたように、市役所職員の業務量の差異であったり、非常に負担の大きい部署が存在しているところ。それぞれ私なりに感じたところではありますが、しかしながら、私自身、その市役所の中における業務を、やはり全て事細かにそこまで細かく把握ができていないわけではございません。ですから、それぞれの課題であったり、問題点等においては、各部各課がじかにお持ちだというふうな考え方もありましたので、最終的にはボトムアップ、いわゆるそれぞれの部の中で係員や係からそのようなお話を聞いて、改善策を検討していくということから、その選択に至ったというところでございます。

○安齋委員

それで、結果、6名増で3,700万円になってしまっている。

先ほども斉藤委員がおっしゃっていたように、やはり中期財政収支見通しでもかなりきつい状況で、しかも人件費がふえていくという中では、やはり3,700万円の人件費が上がる組織改革はすべきではないというのが私の感想です。

できたら、組織を見直すのは私は必要だと思うのですが、6名ふえたことによる3,700万円の人件費が上がるということを見直していただきたいと思うのですが、それはできないでしょうか。

○（総務）組織改革担当次長

今回の第4回定例会で6名の説明は一切していないものですから、言わせていただきます。

6名ふえるポジションというのがありまして、そこはまず、公共交通に2名、高齢者の担当主幹が1名、危機対策の主幹が1名、あとは港湾部で3名、子育てで3名、あとは消防の組織改革とかいろいろな中で、結果的に6名がふえるということでございます。

その中で、組織改革の今回のやり方というのはボトムアップで、本当に通常の組織改革といわゆる人事異動で体制強化というのも今回含まれての6名です。ですから、公共交通などは、地域公共交通網形成計画だとか、地域公共交通活性化協議会というのを今やるに当たって、どうしても人が必要になると。それもこの6名の中に入ってい

るということでございます。

ですから、先ほど副市長交渉もやって第 4 回定例会に提案しているわけですから、この 6 名というのは、ある意味基本的にはコンクリートされている 6 名なのです。それで決まった状態ですけれども、ただ、3 月までに間に総務部長は人事異動等の中でいろいろいじることできるだろうと、だからそういう意味では、6 名というのが結果的にプラス 4 で 10 名になると職員課長が説明しましたが、その部分では、例えば、先ほどの企画政策室、港湾室を石狩湾新港から持ってきて企画政策室を削らないとか、そういうのも 3 月の間で本当にそれでいいのかどうかというのは、もう一度協議していかなければならないだろうということも含めて、今の安齋委員の 6 名を減らすことはできないのかといったときに、今の中では 6 名というのはコンクリートした形ですけれども、4 月 1 日の人事異動の中で、それはマイナスでできるのであれば見直していきたいという答弁でございます。

○安齋委員

そのような流動的なものを、逆に事務分掌条例の改正を出して議決してくださいというのは少し無責任なのではないですか。

(発言する者あり)

○(総務) 組織改革担当次長

条例案の提案というのはあくまでも部の編成です。

(「いや、そうだけど」と呼ぶ者あり)

ただ、その 6 名はあくまでも基本的にはコンクリートされています。今、言ったように、こちらの提案としては、公共交通に何名とかというのは、積み上げていって 6 名という提案をしています。

ただ、今回はあくまでも条例案の提案で、議員の皆様にはそれに伴う室だとか課がどうなるのかわからないものですから、そこまで示させてもらって、6 名にふえる中でこの条例案を提案するのですよというのが今回の提案の趣旨なものですから、そこは御理解をいただきたいと思います。

○安齋委員

いずれにしても、こども未来部とかは私も進めていくべきだなというふうに思うのですが、こども未来部の部分の根拠と、建設部の公共交通とかの部分の根拠が、非常に何かこんなに落差があるのかというぐらい建設部の公共交通の論拠がすごく低いなというふうに思っています。

というのは、先ほどまちづくりがどうのこうのという話があったのですが、そもそも市長に、まちづくりとは何だと思っているのでしょうかというのをまず聞かせていただきたいなと思います。

(「組織改革担当次長」と呼ぶ者あり)

(「いい、市長に聞いている」と呼ぶ者あり)

市長が思うまちづくりというのは何なのか。まちづくりに公共交通を送ったりしているのだから。

○市長

まちづくりという言葉一つとっても、非常に概念としては広く、なかなか一言で御紹介するのは難しいところもあるのかなというふうに思いますけれども、一言で言うとするならば、やはりこの小樽というまちをこれから担っていく、つくっていく、それがまさにまちづくりではないかと思っております。

○安齋委員

それは、つくるというのは、ハード的につくるのか、それともソフト的につくっていくのか、どちらですか。

○市長

どちらと制限するものではなく、ソフト、ハード、またその他さまざまいろいろなかわり方を含めて、広い意味だというふうに思っております。どちらかというふうに言うことはできないと思います。

○安齋委員

そうしたら、逆に、何で建設部のハードのほうにまちづくりを持っていったのですか。

○（総務）組織改革担当次長

建設部のまちづくりを持っていったのは、平成16年に大規模な組織改革をやったときに……

（「公共交通をなぜ持っていったのか」と呼ぶ者あり）

公共交通は、まず、建設部にまちづくり推進課というのがあって、まちづくりと公共交通を一体的に進めていくという理由で、まちづくり推進課が建設部にあるものですから、公共交通も28年4月に副参事を配置して、一緒にしたということでございます。

○安齋委員

私が思うのは、小樽市営のバス、公共交通を持っているのであれば、建設部に持っていてもいいかなと思うのですが、公共交通のそのものを持っていないで、民間に任せて、それを協議していくというものなのだから、なぜ建設部に持っていくのというのは違和感を感じているのですね。

これ以上は余り言いませんけれども、要はこども未来部はいいのだが、建設部のこのつくり方が少々悪いし、港湾部、先ほどの部長の答弁では、石狩湾新港と小樽港を一体的にどちらが優先なのだというふうに、どちらに優先順位があって、どちらがいいものを担っていくとかというようなものを話していくみたいな話をしていたのですが、何か余りにも3,700万円の先行投資するには、根拠が甘いなというふうに思っています。

◎市長の辻立ちについて

次に移りますけれども、市長の辻立ちについてです。

まず、市長は、辻立ちのことを「それは公務なのですか」と聞いたときに、今まで何というふうに正当化してきましたでしょうか。

○（総務）秘書課長

今まで議会では、明確に公務とかそういうような発言ではなかったのですが、行政の長、少々お待ちください。

この前お話ししたのは、明確な基準はありませんが、基本的には行政機関の長としての活動が公務となりますが、市長は公選の政治家としての側面もあることから、その立場で意見表明や意見交換、政治的会合への出席などを行う場合もあり、これら全て公務と位置づけられるものと認識しておりますと、答弁しております。

○安齋委員

公務と言っているのですよね。

○（総務）秘書課長

明確には言っていないのですが、公務と位置づけられるものと認識しておりますというような形で話をさせていただいております。

（「どっちなんですか、そうしたら」と呼ぶ者あり）

○安齋委員

今の秘書課長の答弁を聞いて、市長は公務だということか、また何かごによごによ言うのか、どちらかはっきりしてもらいたいのですが、どちらですか。

○市長

だから、明確な基準がないので、はっきりできないということで答弁させていただいているところでございます。

（「はっきりできないではなくて、公務と言っているのではないか、含めて。公務なのでしょう」と呼ぶ者あり）

何度も言いますが、明確な基準はありません。そして、基本的には行政機関の長としての活動が公務となることだと考えているところでございます。

ただ、市長は公選の政治家としての側面もあって……

（「それ秘書課長が言ったからわかっている」と呼ぶ者あり）

その役組において、それに当てはまる部分においては公務となるでしょうし、そうならない部分においては公務とは扱えないというふうに思います。

（「辻立ちは、では当てはまるのですかと。公務なのですかと聞いているのです」と呼ぶ者あり）

○委員長

いかがですか。安斎委員からの御質問は、辻立ちはどの部分に当たるのかということです。

（「過去の答弁からちゃんと答える」と呼ぶ者あり）

○（総務）秘書課長

行政の長としての活動と政務、これは重複する部分というのがございまして、先ほども似たようなこととお話ししましたが、明確に公務、政務の区分をすることは難しい面が、これはあるものと考えております。

そのため、その時々によって、公務であったり、政務の顔を持つ場合、そういったものがその場合、場合によってあるものと考えてございます。

（「場合、場合にあるのですね。だから、辻立ちはどちらなのですか」と呼ぶ者あり）

今の私の答弁の趣旨としましては、辻立ちにおいても、公務的性質を持つもの、政務的性質を持つもの、そういったものがあるものと考えてございます。

（「具体的事例で言えよ、そうしたら」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

では、政務的意味を持つ辻立ちと、公務的意味を持つ辻立ちは何なのですか。

秘書課長、無理じゃなくていいよ。市長が答えるから。そうやって言っているのだから。

○市長

時々において場合があるので、私自身もその明確な基準もありませんし、表現できませんが、ただ、例えば、私自身は残念ながら所属はしておりませんが、政党に伴う活動等になりますと、政党党務という形にもなりますので、その公務の枠組みとは少し違う可能性もありますから。

（「それ、大阪市長の維新の会を持ってきても意味ないでしょう、今。話が違うのだから」と呼ぶ者あり）

ですから、辻立ちにおいても、政党として活動されている場合においては、公務の枠から外れる可能性もあるのかなと思いますが、しかしながら、それも含めて明確な基準は私はないと思っておりますので、どちらとも難しい、分けることは難しいのかなと思います。

（「あなた無所属だもの、政党関係ないだろう。自分のこと言ってよ」と呼ぶ者あり）

（「そんなことないでしょう。それじゃあ、無所属でしょう」と呼ぶ者あり）

（「無所属で政党に所属していないのに、そんな説明はおかしい」と呼ぶ者あり）

（「ちゃんと教えてください。そうでないと、私は次の質問で、公務だったらこうこう、このときこうなのですねと辻立ちについて聞いていくのに、どっちも言えないとは、では、どっちなのだ。どっちしかないのですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

どちらもだと思います。今の市長の発言は。

（「公務でいいのですか」と呼ぶ者あり）

（「市長の事例はおかしいよ」と呼ぶ者あり）

○安齋委員

公務でいいのですか、そうしたら。

○委員長

よろしいですね。

(「どちらとも」と呼ぶ者あり)

(「どちらとも言えないということでしょう」と呼ぶ者あり)

○市長

明確な基準はありませんので、どちらとも言えませんし……

(「自分でつくればいいでしょ」と呼ぶ者あり)

どちらともとれる部分もあるのかなと思います。

(「公務ということでいいのですね、どちらともとれるのだったら」と呼ぶ者あり)

(「どちらでも」と呼ぶ者あり)

○委員長

その前提をお願いします。

○安齋委員

では、公務だという前提で伺いますけれども、先日一般質問で山田委員長が質問していましたけれども、副市長がやめた後の土曜日の辻立ちは公務なのですか。

○市長

公務的性質も政務的性質も持っているのかなと思います。

(「その根拠を言わないとわからない」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

公務だったら、何で職員を連れていっていないのですか。何で一般の人と一緒に辻立ちを旗を立ててやっているのですか。公務的性質があるのだったら。それは政務ではないのですか。何でどちらも持っているのですか。

○市長

先ほど、大阪のとかというお話がありましたけれども、

(「それ、大阪市長がつくったやつでしょう」と呼ぶ者あり)

私自身は大阪だけではありませんが、いろいろこのようなものを確認していく中で、その公務と政務の区分という明確な基準がなく難しいとは思いますが、政務も公務の中の一環としての政務もあるというふうに認識しております。

○安齋委員

では、そのいろいろ調べた事例を聞かせてください。

○市長

ごめんなさい。手元に今、余りありませんけれども、今、持ってきているのは、大阪における概念でございませぬ。

(「大阪以外にもいろいろ調べたというから、大阪以外のを教えてくださいということですよ」と呼ぶ者あり)

今、ここには手元にありませんので、ここでまたその内容について、ずれ等が生じてしまったら恐縮ですので、今持っているものにおいて御説明させていただきますけれども、これは大阪における資料であります……

(「あなたは政党を持っていないから、それでは意味ない」と呼ぶ者あり)

行政機関の長としての活動と、公選の政治家としての活動。これについては、公務という位置づけになられてい

るようで、政党関係においての公務においては、政党公務として別枠で公務の概念としてのイメージをお持ちのようでございます。

(「政党を持っていないに、政党の業務」と呼ぶ者あり)

(「政党に所属していないのに、そんな話をしたってだめだって」と呼ぶ者あり)

(「だから、ほかの自分の一番びったり合うやつを持ってきてくださいよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

事例として、今、市長が言ったわけですが、実際に市長は答弁しておりますので、続けて追及をお願いいたします。

(「ほかの事例を見せて言ってくださいと言っているのですよ」と呼ぶ者あり)

今はないという。

(「ないなら持ってきてくださいよ。だって、政党に入っていないのに、政党に入っている者の、大阪の市長がつくったものを言って、ほかのものもあると言うのでしょうか。ほかのものも参考にしたと言って、では、参考にしたほかのものを見せてくださいと言っているのに、それでないと言われても。辻立ちについて質問するとずっと言っていましたもの。公務と政務と今まで言っているのに」と呼ぶ者あり)

ほかの担当の方で、今の御質問にお答えできる方はいらっしゃいますか。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

濱本委員。

○濱本委員

市長は、今の安斎議員の質問に対して、明確に、今、ここには資料がありませんがというふうに答弁されました。当然それは資料があるのでしょうか。

ここにあるのは、大阪市長の、いわゆる考えたことというか、そういうことで、そのの部分に関して言えば、大阪市長は政党に所属しているので、その部分のことを言うのは本来不適切な話です。

それはともかくとしても、ほかの事例があるというふうに明確に答弁したので、そんなに時間がかかるわけではないので、5分か10分で多分戻って探してこれるでしょう。ほかの事例を提示してもらって、それから進めてもらったほうが、その後の委員会の審議がよりスムーズにいくと思われまますので、委員長におかれては、ぜひともこの議事進行に対して適切な判断をお願いします。

(「誠実に対応するって言ったでしょう」と呼ぶ者あり)

○委員長

今の濱本委員から言われたように、市長におかれましては、別の資料があるということで御発言がありました。

○市長

私はインターネット上で見ていて、それを印刷物として落としているということではありません。ですから、それについてはまたもう一度、その場、インターネット等で調べ直して、印刷等を行わなければならないこととなりますので、かなり時間がかかるのではないかとされます。

(「ネットで検索して印刷をぼちっと押すだけでしょう。何でそんなに時間がかかるのですか。やってください」と呼ぶ者あり)

(「やってもらおう、だめだ」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長に、またお尋ねします。

そういうことであるのであれば、時間をとって検索、印刷はできるということによろしいですね。

○市長

何カ月も前のことですから、そのときのものがあるかわからないですね。

(「全部履歴が残っているのだから、すぐ検索できるでしょう」と呼ぶ者あり)

(「やるだけやってみてもらったら。だめだそんなもの」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長、いかがですか。

(「すぐ調べてください。印刷してぼちだから」と呼ぶ者あり)

今の議事進行がありました。市長におかれましては、最善の努力をしていただきたいと私は思っております。

(「最善も何も、すぐだ」と呼ぶ者あり)

(「時間がかかりますけれども、よろしいのですか」と呼ぶ者あり)

(「何でそんなに時間がかかるの」と呼ぶ者あり)

(「きのう、きょうではないので、そのとき調べたものは。以前に」と呼ぶ者あり)

(「調べた検索を、もう一回思い出せばいいでしょう」と呼ぶ者あり)

安齋委員も、少々言葉を慎んでいただきたいのですが、実際にあるということであればお調べになっていただきたいと思います。

委員会質疑に関連して、安齋委員の質問に対して回答が深まるということでもありますので、ここで休憩して、市長には検索、書面での発言を促すよう、御努力をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は追ってお知らせいたします。

休憩 午後 5 時 42 分

再開 午後 6 時 52 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

安齋委員の質疑の途中ではありますが、議事の都合により、本日はこれをもって散会いたします。